

### 令和4年白浜町議会第3回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和4年9月16日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場  
議場において9時58分開会した。

1. 開 議 令和4年9月16日 10時00分

1. 閉 議 令和4年9月16日 14時50分

1. 散 会 令和4年9月16日 14時50分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	長 野 莊 一	2番	堅 田 府 利
3番	溝 口 耕太郎	4番	正 木 秀 男
5番	廣 畑 敏 雄	6番	横 畑 真 治
7番	西 尾 智 朗	8番	水 上 久美子
9番	松 田 剛 治	10番	小 森 一 典
11番	黒 田 武 士	12番	辻 成 紀

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 濱 口 伊佐夫 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 澗 誠	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	久 保 道 典
総 務 課 長	寺 脇 孝 男	税 務 課 長	中 尾 隆 邦

民生課長	中本敏也	住民保健課長	泉芳明
生活環境課長	榎本崇広	観光課長	新田将史
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	清水寿重
地域防災課長	木村晋	消防長	濱田孝
教育委員会			
教育次長	廣畑康雄	総務課副課長	山口和哉

## 1. 議事日程

### 日程第1 一般質問

## 1. 会議に付した事件

### 日程第1

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和4年第3回定例会3日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は、一般質問4名を予定しています。

本日で、一般質問を終結したいと思いますのでよろしく申し上げます。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

### ○議長

諸報告が終わりました。

本日は、暑いかと思しますので上着を脱いでいただいても結構かと思います。

これより本日の会議を開きます。

## (1) 日程第1 一般質問

### ○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順5番、9番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は一問一答方式です。質問通告時間は60分です。

質問事項は、1つとして、子育て、若者支援について、2つとして、環境を考慮した学校施設の設備推進についてであります。

初めに、子育て、若者支援についての質問を許可します。

9番 松田君（登壇）

## 〇9 番

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

住民の皆様から自治体に求められる政策のうち、非常に重要なものとして、子育て・若者支援が挙げられます。また、子育て・若者支援については、今まで同僚議員も幾度と同じような質問もされており、それだけ住民の皆様のニーズとして関心度が高いことでもあると思います。若者世代の定住促進、安心して子供を産み育てていくという自治体からの手厚い支援は大きな支えとなり、これからの地域を担う若者の定住促進、人口減少対策につながる子育て支援の充実が求められております。

ここで、最初の質問として、当局にお伺いいたします。

チャイルドシートが道路交通法で義務化として施行されたのは2000年4月1日からで、道路交通法によると6歳未満の幼児を乗車させる場合には必ずチャイルドシートを使用することが決まっております。1990年代に入り、運転中の事故で子供が大けがを負うようなケースが多発した背景もあり、子供の大けがを最小限に抑えるために、チャイルドシートの義務化が決定いたしました。しかし、チャイルドシートは案外値段も高価なこともあり、何かとお金が必要な子育て世代にとっては大きな負担となることも考えられます。周辺市町の上富田町では、購入時に1万円を上限とする助成金を給付しており、すさみ町では、チャイルドシート、ジュニアシートの貸付制度もございます。そのほか、県内におけるチャイルドシート購入助成制度、または無償貸付制度を導入している市町村は、私が調べたところでも、九度山町、広川町、有田川町、美浜町、串本町、太地町、那智勝浦町、古座川町、北山村があり、多くの町村が必要を感じておられ、導入もされております。

当町におきましては、平成27年3月に白浜町子ども・子育て支援事業計画が策定され、その中の具体的な施策として、県内市町村の動向、町の財政状況を勘案しながら、子育て世帯の経済的負担の軽減、子育てを支える町の取組として助成制度の拡大について検討していきますとあります。また、令和2年3月に第2期白浜町子ども・子育て支援事業計画が策定され、その中の施策の展開で、子育ての経済的負担の軽減が明記されており、その概要欄にも、先ほどと同様、県内市町村の動向、町の財政状況を勘案しながら子育て世帯の経済的負担の軽減、子育てを支える町の取組として助成制度の拡大について検討していきますとあります。

以上を踏まえて、白浜町も子育てに優しいまちづくりを掲げておられますので、児童の自動車乗車時の安全確保と子育て世帯の負担軽減を図るため、安全基準に適合したチャイルドシートの購入に関わる費用の一部助成、または無償貸出制度があればと考えますが、いかがでしょうか。もう十分検討する時間は経過していると思います。もし財政状況が課題とする

のであれば、仮に実現した場合の予算がどのくらいかかるかも含めて、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま松田議員から、子育て・若者支援、これからの地域を担う若者の定住促進人口増につながる子育て支援の充実のための施策として、チャイルドシートへの補助についてご質問をいただきました。

2000年4月1日から、道路交通法の改正により、6歳未満の幼児を乗車させる場合には必ず幼児用補助装置、すなわちチャイルドシートやジュニアシートを使用することが義務づけられております。詳細につきましては担当課長から答弁させます。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

松田議員から、チャイルドシート購入への支援についてご質問いただきました。

現在、当町において、チャイルドシートに対する支援等は行っておりませんが、和歌山県交通安全協会白浜支部において帰省されたお孫さんを車に乗せるときなど、一時的に必要な方などを対象に1か月までの範囲で、チャイルドシートの貸出事業を行っております。

周辺自治体の状況を見ますと、隣町のすさみ町では、町でチャイルドシートを6台、ジュニアシート20台程度を購入し、無料貸付を行っております。上富田町では、チャイルドシート購入時に購入価格の半額、上限1万円を補助しております。この制度は問合せが多く、令和3年度の実績では61件、46万4,000円の申請があったようです。仮に当町が事業を実施すると仮定した場合、年によってばらつきがあると予想されますが、予算額としては70万円から100万円程度は必要であると考えております。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

議員ご指摘のとおり、当町が策定しております白浜町子ども・子育て支援事業計画の中にも、子育て世帯の経済的負担の軽減、子育てを支える町の取組として助成制度の拡大について検討する旨を明記しており、現在、子育て世帯の経済的負担の軽減の事業として、幼児教育・保育の無償化や、在宅育児支援事業給付金等を実施しているところでございます。

チャイルドシートの購入に係る費用に対する一部助成は、子育て世帯の経済的負担の軽減等につながる1つであると認識しており、財政的にも課題も多く、厳しい中ではありますが、どのような施策が有効で効果があるのか、次年度に向け検討を指示しているところであり、それらを精査し、実現可能なものは取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

子育ての経済的負担の軽減の関連といたしまして、和歌山県内で出産支援事業として、出産祝い金の制度がある自治体もあります。若者定住促進、子育て世代の支援としてもこのような制度があればとのお声もありますが、いかがでしょうか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

第2期白浜町子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月発行)でございしますが、これを策定時に今後重要な子育て支援対策について、アンケート調査を実施しました。回答の中で一番回答が多かったのは、「子育てに係る経済的支援の充実」でありました。近隣の自治体を見ますと、すさみ町では住民登録があり、在住している方が出産し、その後も居住される方にすさみ町商工会の商品券で第2子まで15万円、第3子以降20万円を支給しています。串本町では第3子に10万円、第4子に30万円の祝い金を支給しております。那智勝浦町では第2子まで5万円、第3子20万円、第4子以降20万円の祝い金を支給しております。

このように近隣の自治体におきましても、運用や支給する金額は違いますが、出産祝い金制度を活用し、若者の定住促進、子育て世代への支援について取り組んでおられます。

当町におきましても、子育て世帯の経済的負担の軽減等につながる1つであると認識しており、財政的にも課題が多く厳しい中ではありますが、どのような施策が有効で効果があるのか、次年度に向け検討を指示しているところでありますので、それらを精査し、実現可能なものは取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

新婚世帯に対し、家賃、引越し費用、住宅購入費用などの経済的支援を行っている和歌山県内の自治体もあります。有田市及び由良町では、所得制限なく夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の新婚世帯を対象に、引越し費用や家賃、住宅購入費用の支援をされております。このような施策も、白浜町子ども・子育て支援事業計画にある、子育ての経済的負担の軽減としての子育て世帯からの高いニーズに即した支援として実施すべきではと思っておりますが、いかがでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま県内における市町村独自の取組として、新婚世帯や子育て世帯への支援の事例をご紹介します。

当町におきましても、人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現するため、令和3年度に第2次白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。総合戦略には、若者が町にとどまり、戻ってこられる環境づくりや、安心して子供を産み育てられる環境づくりなど、5つの基本目標を掲げ、それぞれ具体的な施策に取り組むこととしています。

現在、町では、子育て支援として、子ども医療費の無料化を中学校3年生まで拡充してお

り、そのほかにも、不妊治療費の助成制度の充実、多子世帯への保育料減免、延長保育、緊急一時保育、地域子育て支援拠点事業の推進、学童保育所の施設整備や受入体制の整備といった施策を実施しているところでございます。

子育て世帯、世代への新たな支援策や定住支援策につきましては、これまでも議員各位より様々なご提案等をいただいております。本町への若者層の移住、定住の促進のためには、結婚から妊娠、出産、子育ての一貫した支援の充実の必要性を認識しており、財政的に課題も多く、厳しい中ではありますが、どのような施策が有効でかつ効果があるのか、次年度に向け検討を指示しているところでありまして、それらを精査し、実現可能なものに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

令和3年4月より、和歌山県有田市内で奨学金を返還しながら働く若者の経済的負担を軽減することにより、市内への定住を促すことを目的に奨学金の返還者に対し、最大20万円として、返還額の一部を補助する有田市独自の事業として、有田市奨学金返還支援助成制度を実施されております。子育てをしながら町内に定住する若者世代の支援としても白浜町でも実施できればと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま、奨学金返還支援助成制度についてご質問いただきました。

先ほどもご答弁申し上げましたように、若者の定住支援策等につきましては、限られた財源の中でどのような施策が有効で効果があるのか、次年度に向け検討を指示しているところでございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ただいま町長の答弁より、子育て・若者支援については財政的な課題等もありますが、どのような施策が有効で効果があるか、次年度に向け検討を指示しているところでそれらを精査し、実現可能なものは取り組んでまいりたいとありましたが、これは次年度、令和5年度の事業として、今年度中に実施する事業案を提示できるようにすることを視野に入れているとの理解でよろしいのでしょうか。町長、どのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

新たな子育て・若者支援施策の実施時期につきましてご質問いただきましたが、子育て・若者支援策につきましては多岐にわたると考えてございます。先ほども申し上げましたとおり、財政的に課題も多く、厳しい中ではありますが、新たに実施する施策等につきましては、令和5年3月の予算審査特別委員会でお示しし、令和5年度当初より取り組めるよう努めて



まいりますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ぜひとも令和5年度当初より取り組めるようにしていただきたいと思います。次の質問に移りたいと思います。

コロナ禍での子育て支援として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う在宅で過ごす時間を少しでも有意義に過ごしてもらうため、公立図書館の蔵書を増やし、また蔵書情報のオンライン化としてインターネットでの予約が自宅のできる図書館システム、郵送による貸出し等、読書環境の充実に向けた取組を実施するのに必要な経費を公費で充当、地方創生臨時交付金などを活用し、自宅にしながら絵本などを手軽に楽しめる事業があればと考えますが、いかがでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

議員より、コロナ禍において、在宅時間を有意義に過ごすため、読書環境の充実に向け、補助金等を活用した図書館事業の取組についてご質問をいただきました。図書館の現状と併せてご答弁申し上げます。

まず、蔵書についてです。図書につきましては、毎年、本館と各分室が連携し、利用者のニーズを踏まえ、購入しており、令和3年度は250万円の予算において約1,500冊を購入いたしました。引き続き、少しでも蔵書数を増やせるよう図書の充実に向け、予算確保に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、読書環境の充実についてです。

図書館の書誌情報につきましては、データ化ができておらず利用者の皆さんには大変ご不便をおかけしておりましたが、令和3年度から図書館システムの整備を開始し、本年10月1日から運用を開始することとなりました。これにより、利用者は、来館時に貸出し・返却・予約等書誌情報の検索が迅速にできるようになります。また、図書館としましても、利用状況を正確に把握できることから、利用者のニーズに応じた書誌の提供ができるといった効果が期待できます。しかしながら、自宅からの検索や予約はできないことから、今後利用状況等を見ながらシステムをはじめ図書館サービスの充実に努めたいと考えます。

最後に絵本を活用した事業でございます。

例年読書ボランティアの方々のご協力をいただいて、読み聞かせなどを行っております。また、県補助金を活用した事業も行っておりますが、コロナ禍により多くの事業が中止や延期となっている現状にあります。現下の状況では、従来どおりの事業は難しい部分もございりますが、幼少期から本に親しむ機会は重要と考えておりますことから新たな事業を検討し、取り組みたいと考えてございます。

教育委員会としましても、読書環境の充実や読書活動の推進を図るため、予算の確保に努めるとともに、議員からご提言いただきました地方創生臨時交付金に限らず、国県の動向を注視し、補助金等を有効に活用しながら事業に取り組みたいと考えますのでご理解のほどよ

ろしくお願いいたします。

○議 長

9番 松田君

○9 番

図書館事業の充実を引き続き進めていただきたいと思います。

それでは、問7の質問をさせていただきます。

令和元年9月での一般質問より、乳幼児を抱える子育て世代の災害時の支援として、粉ミルクより手軽に使える液体ミルクの非常備蓄品としての重要性を訴えさせていただきましたが、その際の対策としての当局の答弁より、啓発活動として、「広報白浜の毎月の防災ページに、非常備蓄品の記事として液体ミルクの有効性について広報で啓発していきたいと考えています」とあり、その後、2019年広報白浜10月号に掲載されておりましたが、それ以降の広報での啓発はされていませんでしたので、今後どのようにされるのでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

災害時における液体ミルクの有効性に関しましての啓発につきまして、ご答弁させていただきます。

町では災害時における液体ミルクの有効性等につきましては、広く住民の皆様を知っていただくために、広報白浜を通じて啓発をしております。具体的には、先ほど議員からもございました2019年広報白浜10月号への掲載に加えまして、2021年3月号、また本年4月号でも子育て世代への防災対策としまして、液体ミルクに関する記事を掲載したところでございます。

今後も地震など大規模災害から乳幼児の健康を守るために、災害時における液体ミルクの有効性をより分かりやすく、また目に留まるよう記事の内容にも工夫をしながら、周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

また、「現在、災害支援協定を締結している町内ドラッグストアからの店舗在庫品等の物流調達により対応していく腹案として、粉ミルク、液体ミルクにおいても、当面は町内ドラッグストアからの店舗在庫品等の物流調達により対応していき、今後分散備蓄計画の見直し時には検討したい」と、当局より令和元年9月での一般質問でございましたが、町内の災害支援協定を締結しているドラッグストアに液体ミルクが店舗在庫品として取扱いがされているのかの確認をされているのでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

現在、町内のドラッグストア2店舗との間で、災害時における生活物資等の供給に関する



協定を締結しております。そのうち1店舗で液体ミルクが販売品として常時取り扱われていることは承知をしておりますので、災害時における生活物資として、協定に基づきまして、液体ミルクの供給をお願いすることができるようになってございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

子育て世代の災害時の支援として、一定の賞味期限を迎えると、乳幼児健診時や子育て支援用として町内の母子に提供するローリングストック法で液体ミルクの備蓄を実施されている自治体もあります。

このように現に実施されている自治体の取組内容を参考にしながら、当町におかれましても分散備蓄計画の見直しとして液体ミルクを非常備蓄品に加え、実現に向けて取り組めないかと思っておりますがいかがでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

液体ミルクは粉ミルクのように70度以上のお湯で調乳する必要がありませんので、災害時にライフラインが寸断した場合でも、開封してすぐに授乳できるというメリットがございます。一方で、保存期間が9か月から18か月程度と短いことや、高温、凍結等を避け風通しのよい場所での常温保管が必要とされること、さらに乳幼児が液体ミルクを飲めないといったケースも多々あると伺っておりますので、現状におきましては、まずご家庭におきましてお子様に適した液体ミルクを準備していただき、災害時の非常用持ち出し品として備えていただきたいと思います。とっております。

また、常温での保管温度はおおむね25度以下とされておりまして、分散備蓄で使用している屋外備蓄倉庫での保管は適さないと思われまますので、大規模な災害が発生した際には、先ほどご説明申し上げましたように、ドラッグストアとの災害協定に基づく要請によりまして液体ミルクを確保してまいりたいと考えております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ただいま当局より答弁のあった分散備蓄で使用している屋外倉庫では倉庫内が高温になることもあり、液体ミルクの保管には適さないので実現は難しいとありました。これにつきましては、分散備蓄屋外倉庫での備蓄以外に、町内の拠点避難施設、公共施設でしたら、液体ミルクの備蓄は常温での保管もでき、可能であるのではと思います。当初はお試しとして液体ミルクの本数も少なくし、様子を見ながら本数を増やし、町内の拠点避難施設、公共施設に備蓄できればと考えますがいかがでしょうか。

また、災害協定をされている町内のドラッグストアより液体ミルクを確保するとありましたが、現在災害協定を結ばれているドラッグストアだけでは、日置川、富田地域のカバーができておらず、津波の被害を受けてしまう可能性があるところに店舗があるドラッグストアもあり、災害が発生したときに物流等調達ができるのかとの不安もあります。町内にはまだ

協定を結ばれていないドラックストアもあり、日置川、富田地域もカバーできる体制として、災害協定を結ばれる店舗を増やす必要があるのではと考えますがいかがでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

液体ミルクは保存期間が短いことなど、備蓄食料としては適さない面もございますが、煮沸消毒や調乳を必要とせず、開封後すぐに授乳ができるため、災害時の母乳代替食品として期待されていることも事実でございます。

町といたしましては、先ほど申し上げましたように、まずはご家庭で準備していただくことを基本としつつ、本庁舎など常温での保存が可能と考えられる施設の備蓄につきましては、実証的なことも含め今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、町内外を問わずに液体ミルクの供給が可能な企業や店舗から、生活物資供給に関する協定のお話ございましたら、災害時における二重三重の備えといたしまして、多方面からの供給が可能となるよう積極的に取組を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ただいま当局からの答弁があったように前向きに進めていただきたいと思います。

観光関係の調査研究機関が2021年度の国内旅行者を対象に実施したアンケート「都道府県魅力度ランキング編」の総合満足度で和歌山県が全国で1位になったとの報道がありました。我が町白浜は、その和歌山県下でも観光地としての重要な位置づけがあります。地域にあるアドベンチャーワールドさんの知名度も上がり、パンダのまちとして全国的に知られるようになり、また、町が積極的に推進されているワーケーションの実績など、新型コロナウイルス感染拡大という大変な状況ではありますが、行政も含む観光に携わる皆様のご努力により観光促進の機運もあると思います。

それらに便乗して、今こそ自然豊かな環境に恵まれ、若者世代の定住、子育てに優しい魅力ある町としてのイメージアップにつながる、思い切った手厚い子育て・若者支援の施策を並行して展開すべきだと考えますが町長いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

松田議員より、自然豊かな環境に恵まれ、若者世代の定住、子育てに優しい魅力あるまちとしてのイメージアップにつながる、思い切った手厚い子育て若者支援の施策を並行して展開すべきだのご提案をいただきました。

当町が策定しております第2次長期総合計画にも、10年後に目指す将来像を「輝きと安らぎと交流のまち白浜」「住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり」として掲げてございます。若者世代の定住、子育てに優しい魅力あるまちづくりは、当町にとりましても、

人口減少対策や暮らしの向上のための施策の一環として、迅速かつ着実に進めていくことが重要であると考えます。そのためには、限りある財源と人材を有効に活用し、選択と集中による効率的なまちづくりを進めていきたいと考えてございますので、今後とも議員各位のご提言、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議 長

9番 松田君

○9 番

すみません、これは質問ではないんですけど、最後にということで、今回提案した子育て・若者支援の施策については、近隣市町も含む県内の自治体が実施されている取組でもあり、ニーズは十分にあると思います。先ほど町長が述べられたように、令和5年度当初より取り組めるよう今回の子育て・若者支援の提案も参考にいただき、また、今回提案させていただいた施策以外に、白浜町にとって有効な効果的な支援があれば、ニーズを求められている住民の皆様のために子育て・若者支援として、本当にできてよかったと思ってもらえるような施策の実現に努めていただくことを提言させていただき、以上で、子育て・若者支援についての質問を終わります。

○議 長

それでは、子育て・若者支援についての質問を終わります。

引き続き、環境を考慮した学校施設の設備推進についての質問を許可します。

9番 松田君

○9 番

国の事業の推進として、地球温暖化や頻発的に発生している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量を均等させること）の達成に向けては、さらなる取組が急務であります。公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに学校施設を教材として活用し、児童・生徒の環境教育を行う環境を考慮した学校（エコスクール）事業が行われております。

またこの事業は、現在、エコスクール・プラスとして、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に関係各所より、補助事業の優先採択などの支援もあり施設整備費の各種支援等を受けることができます。

教育効果として、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設を身近な教材として、仲間とともに環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに最新のデジタル技術等を学ぶ貴重な教育機会となっております。

ここで当局にお伺いいたします。白浜町立北富田小学校では、平成25年度にエコスクールパイロット・モデル事業の認定を受け、取組を実施されております。また、白浜町内の学校施設の屋上等に太陽光パネルの設置、電球のLED化、断熱効果のある二重窓、グラウンドの緑化としての一部芝生化などをされている学校施設もあり、それらを環境エネルギー教育として活用されていると思いますが、児童・生徒の教育効果はいかがでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

松田議員から環境を考慮した学校施設の設備推進についてご質問いただきました。

白浜町では、各学校の建て替えや大規模な改修などの際に木質化や省電力設備、太陽光発電設備の設置などを行っています。その中で平成18年度には西富田小学校が、平成25年度には北富田小学校がエコスクールパイロット・モデル事業の認定を受けています。

西富田小学校では高学年でSDGsについて学習しており、英語の授業では環境問題も含めた様々なテーマを研究し、発表するという取組も行っています。研究成果は動画にまとめ、日本語だけではなく英語にも翻訳して、他の児童も自由に視聴できるようにしています。

北富田小学校では、エコスクールパイロット・モデル事業として、平成25年、26年度の校舍改築の際に地域特産の紀州材を各教室の床材や壁材に使用しています。学校では、社会科学習などで自分たちの学校に使用されている紀州木材がどのようにして育てられるかを学び、山林や畑の多い地元のよさを知るとともに、環境保全の意識を育む取組を行っています。また、地元地域とともに開催される文化祭の北富田ふれあいフェスティバルでは、地域住民の方の指導の下、児童たちが地元木材を使って制作した作品を展示しています。

そのほか富田中学校では、昨年、3年生が中心となってSDGsについての研究成果をまとめた冊子を発行しました。冊子では、人権、経済、社会、地球環境など17種類の課題の全てに言及しており、エネルギーについては、実際に富田中学校の屋上に設置されているソーラーパネルをきっかけとして、適正な電力発電の在り方を考えるとともに地元企業と協力して製作したポスターなどにより省エネを訴えています。

これらの取組は、環境分野だけではなく、他の分野の学習と一体となったものであり、知識を身につけるだけでなく、身につけた知識を発信することにつながっていることも多いことから、物事をどのように効果的に発信するか、発信した情報が人にどのように捉えられ、その情報をもとに人がどのように行動を起こすのか、情報発信による責任や重要性も主体的に学ぶことができると考えています。

○議 長

9番 松田君

○9 番

環境・エネルギー教育の取組としての省エネ効果はどうでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

省エネ効果につきまして、学校に設置している太陽光パネルを例に挙げますと、白浜町立学校の太陽光発電の発電容量は約430キロワットになります。学校には蓄電設備がないことから一部を学校で使用している部分を除き、そのほとんどの電気を売却しております。現状では直接的な省エネ効果とはなっておりませんが、その発電容量を仮に年間に使用する蛍

光灯本数の電力量に換算しますと、約1万本、学校の教室数では約300部屋分に相当します。白浜町の小中学校の普通教室と特別教室を合わせると約200部屋あり、職員室や廊下、トイレなどの照明を含めると、校舎内の照明が使用する年間電力使用量を賅えられる量と同等と考えられます。

また、同じ発電容量の火力発電での温室効果ガスCO<sub>2</sub>排出量は年間327トンに達するのに対し、太陽光発電での発電時の温室効果ガスCO<sub>2</sub>排出量は0グラムです。

このように環境エネルギーに配慮した教育や設備を整えることによって、大きな効果が得られることが分かっているところです。

○議 長

9番 松田君

○9 番

白浜町におかれましても、小中学校施設の長寿命化計画が策定され、学校施設の部分的な改修なども進められておりますが、環境面や財政面で大きなメリットがあるエコスクール・プラス認定を視野に入れた整備計画も組み入れ、進めてはと考えると思いますがいかがでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

今後の学校施設の整備につきましてはより一層環境に配慮した整備を行うことを目標とし、ひいては、エコスクール・プラスの事業に該当するよう考慮しながら、補助金を少しでも有利に活用できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

最後にということでこれは質問ではないんですけども、エコスクール・プラス認定を受けるためには様々な条件をクリアしなければならず、ハードルが高いことも理解しております。ただいま当局の答弁にあったように、ほかにも活用できる国からの補助金もあると思いますのでそれらも有効に活用しながら、環境に配慮した学校施設の整備推進を提言させていただき一般質問を終わります。

○議 長

それでは、環境を考慮した学校施設の設備推進についての質問は終わります。

以上をもって、松田君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10時42分 再開 10時49分)

○議 長

再開します。

通告順6番 12番 辻君の一般質問を許可します。

辻君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は50分です。

質問事項は、1つとして、ローラースポーツ施設の整備等新たな取組について、2つとし



て、若者の定住支援施策についてであります。

初めに、ローラースポーツ施設の整備等新たな取組についての質問を許可します。

12番 辻君（登壇）

○12 番

それでは議長のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

質問事項につきましては、1点目にローラースポーツ施設の整備等新たな取組についてということでございます。2点目、若者の定住支援施策について、この2点についてでございます。よろしくお願いいたします。

さて、大変厳しかった暑さも少し山を越えまして、まだまだ残暑はあるものの過ぎゆく夏をしのびながら、食欲、読書、それからスポーツの季節と、いわゆる秋の訪れを少しずつ感じるようになってきました。コロナの感染状況もございますが、日置川地域でもこれから海岸や川沿いの散策、今人気となってございます自転車でのツーリング、また、それからコート20面を誇る町営テニスコートでは様々な大会が開催され、野外で過ごしやすい季節の到来とともに大勢の来訪者でにぎわうのではないかと感じてございます。本格的な秋の訪れを楽しみにしているところでございます。

さて、昨年、コロナ禍で1年延期をして開催された東京オリンピックは、今まで経験をしたことがない無観客での開催となりました。私も盛り上がり欠けるのではないかと心配をしておりましたが、いざ開幕をすると日本勢の頑張りもありまして、私も感動と元気を本当にたくさんいただいたと記憶してございます。日本中が元気になったのではないのでしょうか。

特にローラースポーツであるスケートボードは正式な競技として採用が決まり、その中で日本選手は男女ともに金メダルに輝いたことは本当に衝撃だったことを覚えてございます。オリンピックで競技として採用されるまでには、若者の野外での遊びの1つのように捉えられていたと思いますが、今や世界中に人気のあるスポーツ競技の1つとして認識もされ、日本でも競技人口が増加していると聞いてございます。

そこで町長にお伺いをしたいと思います。白浜町は観光地として全国から多くの方が訪れます。レジャーで、温泉、景勝地、地域の新鮮な食材など訪れる方の目的は様々ですが、スポーツを楽しむために来町される方も多いたと思います。先ほども説明させていただいた新たなスポーツと位置づけられたスケートボード、これを核にして新たなお客を呼び込む取組を模索するとともに、これからの観光地白浜にとって大切なことではないかと思いますが、いかがでしょうか。白浜町に新たなスポーツ、ローラースポーツ、スケートボード施設を整備し、まちの活性化に努めてはいかがでしょうか。ご答弁をいただきます。

○議長 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議長 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

辻議員からスケートボードを核としてお客さんを呼び込む取組についてご質問をいただきました。

スケートボードにつきましては、昨年の東京オリンピックで正式種目に加えられ、議員も



ご承知のことかと思われませんが、岩出市出身の四十住さくらさんが金メダルを獲得したことが記憶に新しいところです。その効果もあり、都市部では若者を中心に人気が高くなってきていると認識していますが、まだまだ競技人口も他のメジャースポーツに比べ少ないことから、現時点でこれを核にした取組は難しいと考えています。観光のまち白浜といたしましては、必要に応じ、新しい取組を行うことは大切なことだと認識をしています。

○議 長

12番 辻君

○12 番

観光のまち白浜としては、常に新しい取組を行うことは大切なことだと認識をしているというお答えでございます。

来月、10月16日ですか、田辺市の扇ヶ浜でスケートパークにおいてスケートボードあるいはBMXの体験交流会の開催予定ということをお伺いいたします。プロのスケートボーダー、池慧野巨選手ですか、田辺市出身ですね、この方と、また平松凱さんですか、岩出市出身ということでプロの選手のエキシビションがあるということでございます。また、小学生、中学生、高校生が大変期待しているところでございます。

さて、この新しいスポーツに関しまして質問を続けさせていただきます。先ほど日本国内でも、競技人口が増加していることを少し説明させていただきました。特に若者にとってはすごく興味があるスポーツではないかと思えます。私もたまにですが、最近、街角でスケートボードを練習している子供を見かけます。町内でも関心を示す子供が増えてきているのではないかと思います、その辺についてはいかがでしょう。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

東京オリンピックでの日本人選手の活躍もあり、町内でもスケートボードに興味を持たれている子供はいらっしゃると思えます。

○議 長

12番 辻君

○12 番

町内でもスケートボードに興味を持たれているお子さん、子供さんが本当にたくさんございます。これまでやってきた野球であったりサッカーであったり、また違った形のスポーツであるんだという認識をしてございます。全国的にこのスポーツへの関心度も上がってきていると。当然県内、白浜町内でも、興味を持つ、示す若者や子供が今後さらに増えてくると思えます。オリンピックの正式な競技種目として採用されたことで、これから様々なところで公式な大会なども開催されると思えます。

町のスポーツ教育の一環として、教育委員会でもスケートボードを1つのスポーツ競技として子供たちに触れさせる機会を持つことも必要ではないかと思えますが、いかがでしょう。今すぐでなくてもいいと思えます。少し時間をかけていただいて、議論をしていただいて、近い将来、そのような取組ができないか、その辺についてお伺いをいたします。町のスポーツ教育の一環としてスケートボードの取組が将来に向けてできないか、その辺についてお伺

いします。

○議 長  
番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

辻議員から、町のスポーツ教育の一環としてスケートボードに触れる機会を持ってはどうかというご質問をいただきました。

子供にとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものと認識しています。

子供の体力や運動能力の低下が指摘される中、まず、子供たちにスポーツの楽しさや喜びを味わってもらえるようにできるよう、スケートボードも含めた様々なスポーツ活動を推進していきたいと思います。

○議 長  
12番 辻君

○12 番

子供たちにスポーツの楽しさ、喜びを味わっていただくということでございます。楽しいスポーツについては、新しいスポーツについては、子供たちにとって楽しいのが一番であろうかと思えます。また、遊び心があるのが魅力かなというふうに感じてございます。

先ほども触れましたが、今、スケートボードの練習は、主に地域の空き地などを使って行われると思えます。空き地ですね。当然車が出たり入ったりすることもあって、常に危険がつきまとう。スケートボードも操作に慣れるまでは急に止まることもできない。車や自転車などが急に入ってきてても急に止まれない。本当に危険だと思うのですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議 長  
番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

議員がおっしゃるように、このスポーツはどこでも気軽にそう場所を選ばずにできるというところもありまして、人や車と接触する危険性も当然あるかと思えます。ただ、任意で使用しているということでもございますので、個人の責任において十分に気をつけていただきたいと思っております。

○議 長  
12番 辻君

○12 番

このスポーツはどこでも気軽に場所を選ばずに遊べるということですね。

スケートボードに限った話ではありませんが、学校での教育の枠を越え、様々な面で子供の可能性を伸ばす機会を設ける。こうしたことが子供の成長には必要なことであろうと思うんですがいかがでしょうか。

東京オリンピックでのスケートボードの選手の多くは10代であります。危険が隣り合わせのところ練習をすることも問題がある。柔軟に新たな分野にトライできる環境を行政が

設ける、施設整備を行う、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番外（教育次長）

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重し、これと協働する精神、また、公正さと規律を尊ぶ態度を学び、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであると思っております。スケートボードに限らず、全ての競技において、スポーツを通じて青少年の健全育成につなげていけるものであると考えています。

また、施設の整備につきましては、町内においてスケートボードの競技人口も把握できていなく、協会や団体等の組織も現状ございませんので、現状においては施設整備を行うことは考えていないというところでございます。

○議 長

12番 辻君

○12番

スケートボードの競技人口、あるいは協会、団体組織も必要だということでもありますね。

東京オリンピックで正式種目として採用されてから、全国的にも広がっている。当然、皆さんそれなりに練習をしたりするわけですが、どうしてもその場所がまだまだ少ないということが全国的にも課題のようにございます。新しく競技として加わったばかりです。当然、急に練習場を整備できるかという、そういうわけにもいかないと思いますが、今後、町でもローラースポーツと言われるスケートボードをはじめとするアグレッシブ・インラインスケート、BMXなどを地元の子供たちが気軽に行うことができる環境整備が必要になってくると思うんですが、いかがでしょうか。

今ある球場や町営プール、テニスコートなどと併せて総合的に町の体育施設の1つとして環境づくりをする、いかがでしょうか。先ほどの質問とも重複しますが、ぜひ伺いをしたいと思えます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番外（教育次長）

全国的にローラースポーツの施設は少なく、和歌山県内のスポーツパークとして設置されている施設は、和歌山市の和歌山スケートパークと田辺市の扇ヶ浜スポーツパークの2か所で、スケートボードが可能とされているエリアは、県内に数か所あると認識してございます。先ほども申し上げましたが、競技人口も把握できていなく、町内に協会や団体等もない状況でありますので、現時点では環境づくりについても検討に至っていないところでございます。

○議 長

12番 辻君

○12番

施設は少ないと。今のところは和歌山市のスケートパークと、そしてまた田辺市扇ヶ浜スポーツパークの2か所ということでもあります。また、県内でのスケートボードの組織を立ち

上げ、協会や体育連盟に加盟されたところについては、最近ではいかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番外 (教育次長)

ここ最近で和歌山県内でスケートボードの組織を立ち上げ、市町村の体育協会や体育連盟に加盟されたところにつきましては、報道等もされておりましたが、本年5月に御坊市で御坊市スケートボード協会が設立され、御坊市体育協会に加盟申請をし、認められていると聞いてございます。

○議 長

12番 辻君

○12番

ありがとうございます。本年5月に御坊市で御坊市スケートボード協会が設立されたと、加盟申請を行ったということでございます。

今回、ローラースポーツに関する質問をさせていただいておりますが、今までほかにも様々なスポーツが新たな競技種目として採用されてきたと思います。町としてこうした新たな競技に取り組もうとする個人やまた団体に対して補助をしたり、助成をするといった支援制度はあるのでしょうか。お伺いをいたします。またなければ、今後制度を創設するといった考えはないのか、それとともに併せてお伺いをしたいと思います。いかがですか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番外 (教育次長)

新たに競技に取り組もうとする個人に対して補助するという支援制度はございません。団体につきましては、教育委員会に登録されている町内の少年少女スポーツクラブへ補助を行ってございます。また、教育委員会の所管団体であります白浜町体育協会では、協会に加盟している各競技部へ補助金が交付されております。

○議 長

12番 辻君

○12番

個人に対しては補助をするという支援制度はないということです。それから、協会に加盟している各競技部へ補助金が交付されるということでございます。

なぜこのような質問をするかという、例えばスケートボードでも、ボードやプロテクターなどの購入費について少し費用がかかるようです。町内でもそうした声を耳にします。新たな競技に挑戦しやすく、環境を整えてあげる、少しでも助けてあげれば、子供たちも保護者も喜ぶと思うんですが、それについて繰り返しになりますが、町として何らかの支援制度が必要かなというふうに思うんですが、その辺についてお伺いをいたします。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番外 (教育次長)

スケートボードに限らず、様々なスポーツを行うに当たり、使用する道具等に費用がかか

ることは承知してございます。競技を開始するに当たって支援策があるのは非常に喜ばれることではありますが、スポーツには様々な種目があり、それを全て補助していくというのは、財政的にも非常に難しいことであると考えていますので、現状の支援策等をご活用いただければと思っております。

○議 長

12番 辻君

○12 番

スポーツには様々な種目があって、全てに補助は難しいということですね。

こうした新たなスポーツを普及していくには、様々な視点から支援をする必要があるのではないのでしょうか。富田地域の保護者から、また日置川地域の保護者の皆さんから、子供たちはこうしたスポーツに興味を持っているが、なかなか練習をするところがないとの話を伺っております。練習する場所がないと伺っております。富田地域は、町内でも子供の数が多い。そうした要望の声はほかにも結構あるのではないかと伺っております。

先日私の地元においても、保護者から同じような話を聞きました。富田地域であれば町の中心部であって、活用されていない町有地を活用することができれば、白浜や日置のほうからも通いやすいという距離にあって、有効な活用になると思います。箱物を建てるわけではないので容易に整備に着手できるのではないかと伺うのですが、その辺について伺いたします。

そしてまた、そんなに膨大な費用も要らないでしょう。いかがでしょう。町の子供たちがチャレンジできる場を提供する。これが地域に密着した行政ではないのでしょうか。答弁をお伺いしたいと思います。公園施設になるか教育施設になるか分かりません。補助金もあると思います。ぜひそうした財源も活用し、お願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

富田地域の町有地にローラースポーツ等の施設整備についてご質問をいただきました。

活用していない町有地を有効活用することは非常によいことであると考えていますが、ローラースポーツ等が行える場所となれば、使用される方々のマナー、安全面や騒音等、様々な問題があり、第一にそこに住まわれている地域住民の方々の理解が必要であると考えています。現状においては、競技人口の把握もできていなく、町内において協会等の組織づくりもされていない状況で、かつ、町内での機運も高まっていない中において、整備等を検討していくことは難しいと考えております。

○議 長

12番 辻君

○12 番

なかなか難しいと。地域住民の理解も必要であり、そしてまた競技人口の把握もできていない、これからであります。社会の、協会の組織についても取り組む必要があるということでもあります。



少し私の地元にも目を向けていただいて、この日置川地域では、志原海岸周辺がいろいろと施設も集まったところがございます。宿泊施設であるリヴァージュ・スパひきがわ、また、道の駅海来館、そしてまたテニスコートや、最近では足つぼの公園も整備をされてございます。民間のドラッグストアやコンビニも近くがございます。志原海岸では、ベアーズロックと呼ばれている村島や鳥毛洞窟などの自然美も有名になってございます。最近では民間のおしゃれなグランピング施設もできています。

こうした環境の中で、いろいろな施設が集まっているこのエリア、将来的にローラースケートパークを整備してみても、海が見える景色のすばらしいパークとして売り出すことができるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 久保君

○番 外（日置川事務所長）

辻議員より、志原海岸周辺で将来的にローラースケートパークを整備することに関するご質問をいただきました。

志原海岸周辺は、南紀熊野ジオパークの1つである志原海岸や道の駅志原海岸、通称海来館、白浜町テニスコート、足つぼのある志原海岸小公園、白浜町健康交流拠点施設リヴァージュ・スパひきがわ、民間の方が運営しているグランピング施設などがあり、日置川地域の中で一番交流人口が集まる区域であると認識しております。この重要な志原海岸周辺を将来的にどのように整備するのか検討する際には、地域住民の理解が得られ、地域に必要な公共施設整備を考える必要がございますが、現下においては、先ほど町長が答弁したとおり、ローラースケートパークの整備等を検討していくことは難しいと考えていますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議 長

12番 辻君

○12 番

将来的に整備するには、検討するには、地域住民の理解が得られるようということがございます。ぜひ柔軟な検討をしていただきたいと思います。

少し視点を変えてみたいと思います。冒頭にも触れましたが、ここ白浜は、関西有数の観光地であり、有名な温泉地でもございます。スケートボードパークというのかローラースポーツエリアというのか、どちらが正しいのかよく分かりませんが、規模を大きくしてジャンプ台などの構造物も面白く設置するなど、ほかに見られないぐらいに充実した環境を整備する。そうすれば観光がてらお見えになる方も意外と多いのではないかと思います。白浜へ行けばすごいスケートボードパークがある。これはいいと思いますが、その辺について伺いたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ほかに見られない充実したスポーツ施設を整備できれば、当然、全国から多くの方にご来町いただけるきっかけになるとと思いますが、町内での競技人口の把握も現在できておませ



ん。町内に協会や団体等が組織されていない状況で、場所や施設の内容や費用など、整備には多くの課題があり、施設整備の重要性は認識、理解しますが、議員ご質問のスケートボードパークの整備は困難であると考えております。

○議 長

12番 辻君

○12 番

ぜひ、整備に向けた取組、検討のほうをお願いしたいなというふうに思っております。

田辺市の扇ヶ浜にあるカッパークも数年前に改修されました。車で通過する際に子供たちがスケートボードを練習している姿をよく見かけます。楽しそうにしています。白浜町の子供たちも楽しく安全に練習できる施設が必要だと感じております。幼少期の遊びからスポーツ競技へつなぐ場を提供する。これは行政の役割だと思います。

また、観光や地域交流の場としても活用できるのではないのでしょうか。地域の若者をはじめ、新たな観光スポットとして、町外からの利用者を獲得するまでのしっかりとしたビジョンを立てれば、価値のあるパークづくりができるのではないのでしょうか。

全国的にもまだそんなに整備が進んでないと思います。町長、今がチャンスかなというふうに思います。幼少期の遊びからスポーツ競技へつなぐ場を提供する。また、その場所が地域交流の場や観光スポットとして活用するようなビジョンは立てられないのかをお伺いいたします。安全を確保できる環境づくりをすること、練習のできる環境づくりをすること、また、オリンピックを目指す環境づくり、やってみてはいかがでしょうか。1つのことができ、ここからいろんなことへの波及効果へと広がっていくのではないのでしょうか。困難な道のりではありますが、ぜひ、将来に夢を抱く地域の子供たちのために、ぜひ、町長の前向きなご答弁をお願いいたしまして、終わりにしたいと思っております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

町内の子供たちが安心して利用できる施設整備につきましては、スケートボード等のスポーツに限らず、全ての分野において必要であり、観光や地域づくりの場として活用することも十分に可能であると認識しておりますが、先ほどもお答えしたとおり、多くの課題があることから今回のスケートボードパークの整備につきましては困難であるというふうに考えております。

全国的に見ましても、自治体が設置しているところあるいは個人でやっているところ、それから民間企業が積極的に運営しているところもございます。そういったことも総合的に考えると、なかなか自治体で、白浜町で今すぐということではなかなか困難であると、難しいものであるというふうに考えております。今後、様々なスポーツの中で機運が高まってくる、あるいは盛り上がってくるということになれば、また話は別ですけれども、現状においては、なかなかそうならないのではないかなというふうに思っておりますので、引き続き研究してまいりたいというふうに思います。

○議 長

12番 辻君

○12 番

ありがとうございます。子供たちの夢をしっかりと受け止めていただければというふうに思います。

○議長 長

以上で、ローラースポーツ施設の整備等新たな取組についての質問は終わりました。  
次に、若者の定住支援施策についての質問を許可します。

12番 辻君

○12 番

若者の定住支援施策についてということで、今回3回目になります。令和4年度で、第1回、第2回、第3回と3回目となると思います。高校生の通学における経済的な負担を軽減するための補助についてお伺いするものでございます。

令和4年度の第2回でも一般質問をさせていただきました。若者の定住促進についての中で子育て支援として、高校生への通学電車代補助をお願いいたしました。町の一般財源でこれらの事業を継続していくのはなかなか難しいと、財政的に課題もあり、厳しいとの町の答弁でございました。町の回答でございました。

生徒の保護者から、「通学電車代の補助について白浜町はどうしてできないのか」との質問がございました。私は町から通学形態が多岐にわたっていることや、財政的に難しいと聞いていますと回答をいたしました。通学形態が多岐にわたっているということで、自転車で学校まで通われている方や電車で行かれる方、また近くで歩いていける方もいるかもしれないですね。それから寮や下宿などから通っている方もおられるかと思えます。いろんな通学形態があって、財政的に難しいという回答です。

保護者の方の中で、今高校生が1人います。1年後にはまた中学生の子供が高校に入って2人の定期代が要るんですということをお伺いしました。年子の子供を持って次から次へと続く。1人なら負担が少なく済むんですが、2人となると大変です。何とか補助していただけないでしょうかということでございます。ほかの市町村は助成しているところはないのかとも聞かれました。私は隣町のすさみ町での高等学校通学の経済的な負担を軽減するために補助を行うということで、高等学校通学等の助成事業として、助成の期間としては9月末から3月末の2回、定期券6か月分の補助が実施されていると説明をいたしました。そうすると保護者は「すさみ町でできて白浜町ではできないのか」とも聞かれました。

この件について、私自身答えを出せなかったというか、私自身答えはしませんでした。回答はしませんでした。なぜすさみ町にできて白浜町ではできないのか、という回答につきましては、私自身町長の判断であろうと、やる気、意気込みではないのかというふうに思っております。

お隣の田辺市の令和4年度の田辺市高等学校等通学、下宿と寮費助成金のご案内ということで、田辺市教育委員会では、高等学校等への通学並びに下宿と寮に要する経費の一部を助成してございます。助成金としては、通学費の場合、上限が月額1万円、年間で10か月分、月額交通費の3分の1とございます。また、下宿費の場合には、上限月額5,000円と年間10か月分、月額、下宿費または寮費から食費の相当分を引いた分掛ける3分の1と、このような内容であります。

すさみ町さんと田辺市さんの2市町の通学形態のほうを紹介させていただきました。ちなみにすさみ町さんでは、周参見駅から紀伊田辺駅まで6か月分で4万2,840円ですか。これが紀伊日置駅からだと4万680円ということでもあります。結構な額であります。これが2人になると倍になりますね。大変な額かと思えます。厳しい額かと思えます。

どうですか。地域というか、この白浜町にできてよそでできないこと、すさみ町さんにできて白浜町にできないこと、田辺市さんにできて白浜町でできないこと、いろいろあろうかと思えます。その辺は承知しているところでございます。財政的にもなかなか難しいというようなところでございますけれども、通学費の経費の一部の助成、考えていただきたいと思えます。保護者の声が届きますようお願いをいたします。

将来若者が白浜町の子育て支援はすばらしかつたと、将来白浜町で住もう、優しいまちやからと思われる白浜町にしてほしいと思えます。また、このことが少しでも人口減少の歯止め、なるかもしれません。

現在、コロナ禍や極度な物価上昇を踏まえ、生活苦が訴えられている今、再度、高等学校通学の電車・バスの助成について、財政難で厳しいことも重々分かってございます。今後検討の余地があるのかなのか。また、若者が少しでも魅力を感じる白浜町をつくり上げていくためにも、高等学校通学の助成について、全額補助となれば一番よろしいのでしょうかけれども、せめて半額補助となるよう、今後検討していただければいいのかなというふうに思えます。町長の前向きなご答弁をいただいて、最後にしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま辻議員より、若者定住支援施策についてご質問をいただきました。

令和4年第2回定例会におきましても、辻議員より、子育て支援として学校給食費の無償化や、高校生への通学電車代等の助成についてご質問いただいたところでございます。

人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現するため、令和3年度に第2次白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。総合戦略には、若者が町にとどまり、戻ってこられる環境づくりや、安心して子供を産み育てられる環境づくりなど、5つの基本目標を掲げ、それぞれ具体的な施策に取り組むこととしています。現在、町では、子育て支援として、子ども医療費の無料化を中学校3年生まで拡充しており、そのほかにも、不妊治療費の助成制度の充実、多子世帯への保育料減免、延長保育、緊急一時保育、地域子育て支援拠点事業の推進、学童保育所の施設整備や受入体制の整備といった施策を実施しているところでございます。

子育て世代への新たな支援策や定住支援策につきましては、これまでも議員各位より様々なご提案等をいただいております。先ほどの松田議員のご質問にもお答えいたしました。本町への若者層の移住、定住の促進のためには、結婚から妊娠、出産、子育ての一貫した支援の充実の必要性は認識しており、財政的にも課題も多く、厳しい中ではありますが、どの

ような施策が有効で効果があるのか、次年度に向け検討を指示しているところであり、それらを精査し、実現可能なものは取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

12番 辻君

○12 番

財政的にも課題も多く厳しい中ではございますが、再度、同じテーブルの上ののせていただいて、検討していただければというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議 長

以上で、若者の定住支援施策についての質問は終わりました。

以上をもって、辻君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11時37分 再開 12時58分)

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長より報告を願います。

8番 議会運営委員長 水上君(登壇)

○8 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、議案第73号から報告第9号までが提出されましたが、本日は資料配布にとどめることになりました。

議案第73号から議案第81号の決算認定につきましては、申合せにより決算審査特別委員会を設置して審査を行いたいと思いますので、よろしく願います。

以上で、報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

通告順7番、2番 堅田君の一般質問を許可します。

堅田君の質問は分割方式です。通告質問時間は60分でございます。

質問事項は、1つとして、白浜町内に建立されている「句碑歌碑」について、2つとして、自動車等の地方版図柄入り(ご当地)ナンバープレートについてであります。

初めに、白浜町内に建立されている「句碑・歌碑」についての質問を許可します。

2番 堅田君(登壇)

○2 番

それでは、議長から発言の許可を得られましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回私の質問は、白浜町内に建立されている「句碑歌碑」についてと、2点目として、ご当地ナンバーについてお伺いしたいと思います。こちらのほうは分割質問ということで、先

に、「句碑歌碑」についてお伺いしますので、よろしくお願ひします。

例年以上に猛暑となった今年の夏も終わりましたが、まだまだ残暑の厳しい季節が続いております。観光地白浜町にも、コロナの第7波が押し寄せ、どの程度影響が出ていたのか、観光関係の発表を待ちたいところです。宿泊施設や飲食店では数多くのキャンセルも出たと聞きましたが、私の感じるところでは、昨年、一昨年と同じかそれ以上の方が来られたんじゃないかと思います。白浜に来られる理由は、白良浜での海水浴場、自然がつくり出した景勝地、民間の観光施設など、ビルとアスファルトの中で暮らす人々にはない楽しみや癒やしや豊かな自然が白浜にあるのだらうと思います。

そんな白浜へ多くの方が来られるのは最近のことではなく、皆さんご承知のとおり、万葉集や日本書紀にも南紀白浜の温泉地が登場しております。今さらですが、万葉集は奈良時代末期、同じく日本書紀は720年頃なので、ともに今から1300年以上も前に完成されたということになります。書物に登場する方は、有間皇子、斉明天皇、中大兄皇子、また持統天皇、文武天皇など数多くの豪族や貴族がはるばる白浜へ湯治に訪れたとありました。それ以降も柿本人麻呂、宮城道雄、菊田一夫、高浜虚子、中村憲吉など、温泉地に縁の深い文人が、短歌、俳句、和歌等、温泉にまつわる文学を残し、それらが詠まれた地に句碑・歌碑として石碑に刻まれております。

「白浜町には、歴史や文化がない。これとって見るべきところがない」と言う方がいらっしゃると聞いたことがあります。そういった点では、天下にその名を表せている誠に歴史深い町であり、文化の匂いが漂っている町であると言えるのではないかと思います。

今回はそんな白浜町のあちこちに建立されている句碑・歌碑についてお伺いしたいと思います。今回、この句碑・歌碑について質問しようと思ったのは、以前入部しておりました白浜町商工会青年部に所属しているときのことです。当時の先輩部員から、白浜町には句碑・歌碑があり、それを青年部がまとめたという話を聞いたことがありました。この句碑・歌碑についていつか聞きたいなと思っており、今回質問することとなりましたので、よろしくお願ひいたします。

私はこういった歴史や文学に疎く、あちこちから資料を集め、調べてまいりました。平成6年に白浜町が発行した「句碑・歌碑散歩」、昭和61年に白浜町商工会青年部が発行した「南紀白浜 碑文をたずねて」を参考に、また、ネットなども活用してまいりましたので、古きよき時代のロマンに触れて進めていきたいと思ひます。

この質問に当たり、議会で歌人たちの句碑・歌碑の質問が過去になかったかと調べましたところ、平成25年第2回定例会で、句碑・歌碑について一般質問がありましたので、このときの答弁も踏まえて質問させていただきたいと思ひます。

まず最初に、白浜町内に点在する歴史文学あふれるこれら句碑・歌碑について、どういう認識であるのか、井瀬町長、そして、文学、文化といえは教育関係となると思ひるので、教育長にもそのお考えを伺ひます。

2点目として、先ほど申し上げましたように、白浜町内には多数の句碑・歌碑が建立されていますが、その数、場所、そして書かれている内容などを把握されていますか、お伺ひします。

今回私が質問するに当たり、句碑・歌碑を知り、その中で私が印象に残っている柿本人麻



呂の4首の句碑を紹介します。

第1首目、「み熊野の裏の浜木綿百重（ももえ）なす 心は念（おも）へと直（ただ）にあわぬかも」。

2首目、「古（いにしえ）にありけむ人もわかことか 妹（いも）に恋ひつつ寝かてすけむ」。

3首目、「今のみのわさにはあらず古の 人そまさりて哭（ね）にさへ泣きし」。

4首目、「百重にも来及（きし）かぬかもと念（おも）へかも 公（きみ）か使（つかひ）の見れと飽かさらむ」。

大変昔の言葉ですので分かりにくい部分もありますけども、これは万葉集の第4、496から499の4首で、「南紀白浜 碑文をたずねて」の中では、柿本人麻呂は相思の女官との間に相聞、相聞とはお互い親愛の情を述べた歌として、後に恋の歌としています。この4首の贈答を成就した「百重なす」とうたえば、後に「百重にも」とこたえ、「古にありけむ人」、古の文字を引き合いにして恋心を訴え合う2人の10年に及ぶ相聞の歓喜の絶頂に立つ作品としております。今から1300年前の人々がさらに古（いにしえ）という言葉を使い、今も変わらぬ男女の心情を知る歴史的にも文化的にも非常に大変興味深い句碑であると考えます。

また、一番有名なのは、昭和37年5月23日、天皇陛下が南方熊楠をご回想され、そのときの思いを詠まれたのが、有名な「雨にけふる神島を見て 紀伊の国の生みし 南方熊楠を思ふ」、この歌碑は、南方熊楠記念館に建立されていて町民にはよく知られていることだと思います。

今紹介しましたように、大変歴史的にも文化的にも非常に価値のある句碑・歌碑が白浜町内に建立されています。

そこで、3つ目の質問です。

これらの石碑の管理、保全は白浜町教育委員会が行っているのでしょうか。お伺いします。

句碑・歌碑はこのように長い歴史の中で生まれ、今日まで守り受け継がれてきた貴重な町の財産だと私は考えます。国は国指定の文化財として、和歌山県は県の文化財としてその財産を保護してきています。県の文化財として白浜町内でも多くの有形無形の美術品や建造物などが県の文化財として指定されています。最近では、令和3年4月16日に史跡として、安居近世用水路が県指定文化財記念物として指定されております。

ここで4つ目の質問をいたします。白浜町で、先ほど紹介しました歴史と文化あふれる句碑・歌碑などは、白浜町の文化財に指定されていますか。

次に、白浜町長は平成25年の一般質問の答弁に、「歴史的文化や文化的遺産を守り、後世に伝えていくという視点が大事。また、今後、歴史的な文化財、これは自然の遺物もそうですけれども、文化的遺産を今後も守っていききたいというふうに考えてございます」と答弁されています。この答弁から9年ほど経過しましたが、どういった対応をされてきましたのか、お伺いします。

同じくそのときの質問で、当時の教育長は、「句碑・歌碑について俳句の教材の1つとして校長会総意で町内の句碑・歌碑を掘り起こして、それを一覧表として資料化をして各校に届けたいと思っております」と答弁されてました。これが実現されましたか、お伺いします。



続けて、教育長の答弁で「これらの保護につきましては私どもの所管ではないと思っています。教育委員会としての協力はこれはやっぱりぜひしていただきたいなと思っています」としています。こういった歴史的、文化的にも非常に価値のあるものは、教育委員会でやってもらわないとどこがするのでしょうか。改めてお伺いしますが、これらの保護に教育委員会はどのようなふうに対応されますか。

白浜町は今も昔も多くの方が来られる観光地であります。最近では、ワーケーションやレジャーなどが目的の多数を占めるところかと思いますが、何度も白浜町を訪れる方や長期滞在される方、また、第2の人生を白浜町で過ごす方も多くいらっしゃいます。町民だけではなく、そういった方の中にも歴史に関心の高い方々もいらっしゃると思うので、そんな町の歴史的な財産を発信して、1300年以上も前からその情景を詠まれた歌に接してもらうことにより、幅広い方々に来ていただくきっかけとなるのではないのでしょうか。

そういった点においては教育委員会が整備をしていただき、観光課や経済3団体で活用していく方法もあるように考えます。観光の立場から、歴史ある句碑・歌碑などを発信してはどうでしょうか。お伺いします。

以上、句碑・歌碑についてお伺いしましたが、白浜町内にはまだまだ光が当たっていない価値があるものが埋まっているように思います。歴史的なものを発掘し、整備していくと、より深みのある幅のある白浜町となり、そこに住む私たち、そして未来の子供たちへ受け継いでいけるのではないのでしょうか。

以上で、句碑・歌碑についての私の最初の質問を終わります。

○議 長

堅田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

堅田議員から、句碑・歌碑についてのご質問をいただきました。

議員がおっしゃるとおり、白浜町には古くから著名な歌人、文人が来訪され、多くの歌や俳句等を詠まれています。それらを顕彰することを目的に後世において句碑や歌碑として建立されてきたところであります。

文化財的な価値についてどのように評価するかは別といたしまして、私はこれからも後世に継承していくべきものであると考えております。また、町内の歴史ある句碑・歌碑などを観光資源として発信してはどうかとのご質問につきましては、白浜町は、白良浜や熊野古道、温泉など多くの魅力的な観光資源があり、毎年多くのお客様に訪れていただいておりますが、何度も白浜町を訪れていただくには、絶えず新しい魅力ある情報の発信が必要であると考えております。

公的なものではありませんが、経済3団体の皆様と懇談等をする中においても、新しい魅力の創設と発信は欠かせないとの共通した強い思いから、それぞれの団体から選ばれたメンバーによりプロジェクトチームをつくり、新しい観光資源の発掘等に取り組を始めたところで、先日もメンバーが白浜駅前や湯崎地区などを訪問し、意見交換等を行ったところです。

議員ご指摘のとおり、句碑・歌碑などの歴史や文学などのコンテンツが加わることで、よ

り観光のまち白浜の魅力が増すと考えますので、観光資源として活用していければと考えております。

句碑・歌碑の現状等につきましては、教育委員会から答弁いたします。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

議員ご質問の句碑・歌碑の現状等についてご答弁申し上げます。

句碑は、俳句を刻んだ石碑、歌碑は主に歌を詠んだ石碑で、白浜町内に広く点在しており、現在句碑が19か所、歌碑が25か所、合計44か所ございます。例えば昭和8年4月に、高浜虚子が熊野巡遊の帰途の際に東白浜棧橋の満開の桜を見て詠んだ「白浜の 牡丹さくらに 名残あり」の句碑が、綱不知公園内にあることなど、それぞれの句の内容については、教育委員会でも把握しております。

次にこれらの石碑の管理について、答弁申し上げます。

管理につきましては、町有地に建てられている碑や町が建立した碑については、町が定期的に草刈り等の管理を行っております。また、神社仏閣等の私有地に建立されたものについては、基本的にそれぞれの所有者による管理となっております。

文化財指定についてのご質問ですが、文化財保護法上の規定として、国指定文化財があり、またそれ以外の文化財を県指定、町指定の文化財として指定しております。管内の最近の事例は、国の史跡となった安宅氏城館跡や県の史跡となった安居近世用水路があります。また円月島のように、町指定名勝から国指定名勝にランクアップした事例もございます。句碑・歌碑の文化財指定の事例ですが、白浜町のみならず、県内においても現在のところございません。文化財の指定については、その前提として代替不可能性がまず挙げられるものであります。例えば、指定された歴史建造物が崩壊してその価値を滅失してしまえば、指定は取り消されます。そして、その建造物を現在と全く同じに精巧に復元したとしても、改めて指定されることはございません。

句碑・歌碑のほとんどが昭和から平成頃に建立されており、その建てられた場所が、俳句や歌が詠まれた場所かどうかは明確ではありません。白浜を詠んだ俳句や歌は歴史的に高く評価されるものの、石碑そのものに文化財的な価値を見いだすことは難しいことから、文化財の指定には至っておりません。

また、平成25年第2回定例会においても句碑・歌碑についてご質問いただいております。本年度も校長会を通じて地域の文化財や句碑・歌碑の授業での活用をお願いしました。その後、各校への学芸員の出前授業や、白浜町、上富田町、すさみ町の教員の初任者研修において、学芸員が講義と現地見学を実施しています。

このように、文化的な財産を今後も守っていくという観点から、後世に伝えていく取組を行っております。

句碑・歌碑に関連して、初任者研修時には番所山を中心に現地見学を行い、昭和天皇の御製碑などを紹介しています。

最後に、保護についてのご質問にお答えします。堅田議員がおっしゃるとおり、句碑・歌碑は町の歴史にとりましても大変貴重な財産であると思っておりますが、それらの保護につきまし

では、繰り返しになりますが、それぞれの所有者による管理となっております。教育委員会といたしましては、可能な限りその保護の協力を努めていきたいと考えております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があればこれを許可いたします。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

再質問させていただきます。

1つ目に、私の句碑・歌碑の管理についての答弁で、町有地に建てられている碑や町が建立した碑に関しては町が定期的に草刈り等の管理を行っているが、私有地に建立されているものについては、基本的にそれぞれの所有者の管理となっているということです。おっしゃるように私有地に入って草刈りや石碑の汚れなどを清掃することは難しいのかなと思います。それならば、町内44か所あるとされた句碑・歌碑、それぞれの俳句、歌、歌人、詠まれた場所、時代、解説などを町の資料としてまとめて管理し、後世に引き継ぐために、文化遺産として保護していくことは必要に思います。これら句碑・歌碑の情報は、一覧表として把握されていると思いますが、これらはどういうふうにご利用されていますか。

2点目に、次に校長会を通じて地元の文化財や句碑・歌碑の授業での活用をお願いしたり、各校への学芸員の出前授業をされているとの答弁がありましたが、具体的にどういったことをされているのかお伺いします。

以上2点お伺いします。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

句碑・歌碑のそれぞれの詳細な内容については、指定文化財とともに一覧表として教育委員会で一括に管理しております。

学芸員による出前授業については、令和元年度以降で8校、6回実施しております。例えば、白浜第一小学校、白浜第二小学校、白浜中学校合同のふるさとの学習において、歴史と伝統から見た南紀白浜の魅力の再発見と題した講義とワークショップを行っています。また、日置中学校の総合学習の時間において、史跡安宅氏城館跡の現地取材のコーディネートをしています。そのほか、南紀熊野ジオパークのジオガイドの講習会において、句碑・歌碑を含めた白良浜周辺の歴史文化について講演をしています。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再々質問があればこれを許可いたします。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

再質問ではありませんが、最後に一言。先ほどの答弁の中で、小学校、中学校への出前授業として白浜の魅力を再発見とした講義やワークショップをされているということが情操教育の観点からも非常によいことだと考えております。今後も継続していただきたいと思いま

す。

先ほど町長の答弁にありました、経済3団体から選ばれたメンバーによる、公的なものではないとしていましたが、プロジェクトチームをつくり、新しい観光資源の発掘に取り組み始めたというふうなお話もありました。光が当たらなかった観光資源をどんどん発信していければと期待するところですが、先ほどから今日一般質問でよく紹介されていました第2次白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の観光振興の中に、次の2つの文章が示されています。ここで紹介させていただきます。

1つ目、先人が巡った名所、旧跡を掘り起こし、整理することにより、旧跡をたずねて歩くルートを整備し、観光資源として活用します。2点目、歴史文化遺産の調査や文化財指定を行い、世界遺産とともに保全の観光資源としての活用の両立を図りますと記載されています。

これまさに句碑・歌碑のことを言っているんじゃないかと思われるぐらい、この名所、旧跡を掘り起こし先人が巡ったとなると、まさにこういう部分を句碑・歌碑マップを作成したり、その詠まれた場所に解説したものを設置するだとか、またQRコードを設置してそれを読み込めば情報がダウンロードできたりとか、また音声で解説があったりとか、ひいては将来的にデジタル化して、自宅にいながら句碑・歌碑巡りができるとか、ますます想像は広がってくるのではないかと考えています。

また、メタバース社会がそこまで来ている中、観光資源としての新しいコンテンツとしてそういったデジタル化による発信は、地元白浜町民への魅力の再発見にとどまらず、新しい観光客を呼び込むものとなると思うので、このまち・ひと・しごと創生総合戦略に示してある、地方創生のさらなる推進のための基本的な指針の観点からも、町を挙げて町が率先して、今後取り組むべきことだということを提言して、まず1つ目の質問を終わります。

## ○議 長

白浜町内に建立されている「句碑歌碑」についての質問は終わりました。

引き続き、自動車等の地方版図柄入り（ご当地）ナンバープレートについての質問を許可します。

2番 堅田君

## ○2 番

続きまして、ご当地ナンバーとされる自動車などに取り付けられているナンバープレートについて質問させていただきます。

日本において、自動車のナンバープレートは、その車両区分によって正式名が異なります。まず、一般の軽自動車以上の車両は、道路運送車両法によって自動車登録番号標と呼ばれております。また、軽自動車や自動2輪車も、道路運送車両法により車両番号標とされ、ともに国土交通省で定められております。

次に、原動機付自転車、いわゆる原付、また125cc以下の2輪やミニカーなどのナンバープレートについては標識と呼ばれ、都道府県公安委員会規則により義務づけられております。

2006年（平成18年）から、番号標（軽自動車、自動2輪車以上の車両）で独自の名前を定められるよう新たに開始した制度が、ご当地ナンバーとされております。このご当地



ナンバーは、地域おこしや観光客誘致を目的に実施する地域が多く、2022年5月の時点で、全国で46地域が導入しているということです。

導入の対象となる地域の基準は、1点目に、一定のまとまりのある地域であり、一般に広く認知された地域であること、2点目に、単独の市町村ではなく、複数の市町村の集合体であること、3点目に、登録されている自動車の数が10万台を超えていることなどあり、地域名の基準についても当該地域を表すのにふさわしい名称であることや読みやすく覚えやすいもので、既存の地域名と類似し混同しないことや、原則漢字2文字として、やむを得ない理由がある場合として特例を認める場合であっても最大4文字とされています。以上のことから、10万台というところがなかなかネックとなりそうな気がします。

先ほど申しあげましたように、2022年5月の時点でご当地ナンバーを導入している地域は、全国で46地域あり、関西では2つの地域が導入しています。大阪府の「堺」ナンバー、奈良県の「飛鳥」ナンバーがそれです。全国の比率で見ますと、関西で2地域というのは非常に少ないのかなというふうな感じがします。

ここで質問させていただきます。高速道路が整備されて、近畿圏のみならず、関東、東海、東北、北陸、中国、四国地方などの他府県ナンバーを今年の夏も白浜町内でよく見かけるようになりました。そんな中にもご当地ナンバーを見ることがあると思いますが、町長は、都道府県ナンバーじゃないこのナンバープレートを見たとき、いわゆるご当地ナンバーについて、ご覧になってどう思われますか。お伺いします。

2つ目に、和歌山県では、和歌山ナンバーですが、紀南地域のご当地ナンバー導入に向けて働きかけたり、他の市町の導入への動きはなかったのか、お尋ねします。

続いて、地方版図柄入りナンバープレートについてお伺いします。この地方版図柄入りナンバープレートとは、今まで白地に番号などが表記されていましたが、そこに何らかの関係するデザインが表示されているものです。この地方版図柄入りナンバープレートの募集が始まる前に、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートというものが、期間限定で募集されました。この2つの特別仕様ナンバープレートは、それぞれの大会を盛り上げる観点から、より多くの自動車ユーザーに取り付けてもらうことで大会が成功につながるとして、ラグビーワールドカップには大会のエンブレム、東京オリンピックには市松模様のエンブレムがデザインされておりました。これらのエンブレムについては、図柄入りとそうでないものの2種類があり、図柄入りは1,000円以上の寄附金が必要となっておりました。この寄附金の使い道については、大会の輸送サービスやバリアフリーなどの支援に充てられておりました。

その後、平成30年から地方版図柄入りナンバープレートの募集が始まり、今までに、第1弾、第2弾が終わり、現在、第3弾として、令和4年4月26日から募集を開始しているそうです。

このナンバープレートは、地域の風景や観光資源などを用いて地域の魅力を全国に発信することを目的として募集を開始したようで、2020年5月の第2弾の受付までに58の地域が導入したと国土交通省で紹介されています。

近畿運輸局管内では、滋賀県の「琵琶湖」、京都の「天橋立と五重塔」、奈良県の「五重



塔と奈良公園の鹿」、また、奈良のご当地ナンバーである飛鳥ナンバーの「四神の朱雀」とそれぞれ地域の自然やシンボル、歴史をモチーフに地域振興や観光誘致に大きな効果を発揮できるものとして導入されてきています。

平成26年9月の国土交通省の調査によると、図柄入りナンバープレートに対する地域からの期待について、今後導入を検討したい地域が93%と非常に高いことが分かります。その理由については、県内観光地、名産等の知名度向上による地域活性化を図りたい、地域で伝統的に行われる祭りの宣伝や祭りの寄附に使用したい、世界遺産をPRするとともに寄附金を環境保護に使用したいなど、地域活性化や地域の課題を解決する期待もあるようです。

ここで3つ目の質問です。この地方版図柄入りナンバープレート、和歌山ナンバーに図柄を入れるについては、どういうふうなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

さて、ここまでは国土交通省が走る広告塔としてナンバープレートの機能に着目し、地方版図柄入りナンバープレートの導入について聞いてきましたが、ここからは標識に区分される原付（原動機付自転車）、ミニカーや小型特殊自動車などのナンバープレートについてお伺いします。

これらのナンバープレートは、市区町村の条例に基づく地方税の課税のための標識であって、市区町村の裁量で形状や図柄を決めることができ、国や県との間に許可や報告の義務はないそうです。このナンバープレートは、原付などにある「白浜町」と書いてあるナンバープレートのことです。この原付などのナンバープレートにも図柄を入れようと、2007年に全国で最初に取り組んだのが愛媛県松山市です。松山市役所内で自動車の地方版図柄入りナンバープレートのように、松山市ナンバーにも独自のことができないかと考えられ、司馬遼太郎の小説「坂の上の雲」のまちづくりにちなんで、プレートの形を雲の形とし、その柔らかなイメージは温暖な気候や暮らす人々の大らかさを表したものとして採用したそうです。このナンバープレートのことを先ほどの地方版図柄入りナンバープレートと区別して、デザインナンバープレートといたり、オリジナルナンバープレートといたり、図柄入りナンバープレートといたり、特に決まってはいるようではありません。ここでの質問ではデザインナンバープレートで通していきます。

全国では、松山市の雲の形のほか、富士山の形、米の形、船の形、また、ゲゲゲの鬼太郎などなど、町の特徴を上手に表現したユニークなプレートがあるようです。もし導入することとなったとき、町民が交付を希望してくれないと意味がなくなるんですが、自動車用の地方版ナンバープレートの調査を国土交通省が取っていて、「図柄入りナンバープレートの交付を希望する」が全年齢で30.9%、「どちらでもない」が30.3%、「希望しない」が38.8%という数字がありました。これは平成26年4月の自動車でのデータということになります。この「どちらでもない」と回答した理由で、「デザイン次第」とか「金額次第」という声が多くあったそうです。こういった点において、図柄が全世代において親しみを持って愛されているデザインであることは非常に重要なこととなるようです。

そこでまたお尋ねします。町長も、町外や出張先で様々なナンバープレートをご覧になったことはあると思いますが、それらを見てどう感じになりましたか。お伺いします。

導入済みの市区町村がデザインナンバープレートを導入するきっかけとなったのが、「町内から声が上がった」、「合併何十周年の記念事業の1つとして提案された」、あとは「市

長のトップダウン」などがあり、その目的は、「町への愛情が深まる」とか「町のPRとなる」などです。

和歌山県下に目をやると、30市町村のうち、デザインナンバープレートを取り入れているのは、和歌山市、海南市、岩出市、有田川町、由良町、印南町、上富田町の7市町です。

ここで隣町の上富田町の導入について紹介したいと思います。上富田町は、2013年1月から2月末までの間で、「豊かです 道も緑も人情も」を上富田町のキャッチフレーズとして公募されたそうです。キャッチフレーズに沿って、水を富田川、緑を町の木のヤマモモ、人情をヒョウタンとし、上富田町らしさとして表現したものを採用したそうです。

さて、白浜町では今のところデザインナンバープレートを導入しておりませんが、全国初の松山市が取り組んだ2007年から既に15年が経過しております。ある資料によると、原付バイクのデザインナンバープレートは、10年ほどで全国500地域を超え、2021年11月調べでは、半数に近づく勢いだということです。現時点で白浜町は導入されていないところが非常に気になるのですが、もしナンバープレートを導入することとなると、プレートの製造会社との相談となると思うんですが、プレートの形状、品質面、機能面、凹凸やカラーの濃淡など様々になった点について決めていくこととなると、作成による町が負担することとなる費用的なものはどのぐらいになるものか、お尋ねいたします。

この質問をするに当たり、白浜町内でバイクの販売修理をされている方にデザインナンバープレートについて聞きました。その店主がおっしゃるには、ちょうど上富田町が導入した頃に新規でバイクを購入された方や中古のバイクを購入された方から、「白浜町にはデザインナンバープレートがないのか」とよく聞かれたそうです。また、その店主も導入には賛成とおっしゃっていました。

そこで質問です。以上申し上げましたように、デザインナンバープレートには、地域のアピールや広告塔となって作られているという町の思いが込められていると感じます。また、白浜町といえば観光地として知名度は抜群だし、導入したときのPR効果は、周辺の市町にとどまらず、観光に訪れた方々へアピールできることとなると思います。白浜町には活気と元気があり、新しいことや先進的なことについてはチャレンジ精神で取り組んでいくほうが良いと私は思っております。もちろん財政的な部分はあろうかと思いますが、デザインナンバープレートの導入について、町長の方針を伺いまして最初の質問を終わります。

#### ○議 長

堅田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

#### ○番 外（町 長）

堅田議員から、ご当地ナンバーについてのご質問をいただきました。

議員のおっしゃるとおり、ご当地ナンバーは、自動車につける日本のナンバープレート（番号標）のうち、新たな地域名表示ナンバープレートの通称であります。

国土交通省において、ナンバープレートに表示する地名について多角的な活用を図り、地域振興や観光振興に活用する観点から対象市町村の区域を限って、新規の自動車検査登録事務所の設置によらずに地域の要望に応じて、追加的に新たな地域名を定めるものとして、平成18年に導入されたもので、その年には茨城県の「つくば」や長野県の「諏訪」、近畿で

は「堺」ナンバーが導入されてございます。国土交通省の要綱によりますと、新たな地域名表示の対象となり得る地域の基準としましては、1、地域特性や経済圏等に関して他の地域と区分された一定のまとまりのある地域であり、一般に広く認知された地域であること。また、原則として、単独の市町村ではなく、複数の市町村の集合であること。2、当該地域において登録されている自動車の数が10万台を超えていること。3、対象となる地域が当該都道府県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録されている自動車の数等に関して極端なアンバランスが生じないものであること。

地域名の基準としましては、1、行政区画や旧国名などの地理的名称であり、当該地域を表すのにふさわしい名称であること、また、当該地域名が全国的に認知されていること。2、読みやすく覚えやすいものであるとともに、既存の地域名と類似し混同を起こすようなものでないこと。3、ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として漢字で2文字とする。やむを得ない理由があるとして、例外を認める場合であっても、最大4文字までとし、ローマ字は認めないものとする。

導入の方法等につきましては、新たな地域名表示ナンバープレートは、従来の自動車検査登録事務所の新設に伴う新たな地域名表示の導入と同様、希望者だけでなく、当該地域内に使用の本拠を有する全ての自動車に付与することとする。また、ある時点で、地域内の全ての車について強制的にナンバープレートを変更するのではなく、順次、新規に登録する自動車、移転登録や変更登録等によりナンバープレートを変更する自動車について、新たな地域名表示のナンバープレートを付与するものとするとなっております。

導入の手續につきましては、新たな地域名表示ナンバープレートの導入は、当該地域の住民や自動車ユーザーの意向であることが前提であり、当該地域を構成する全ての地方公共団体の合意があることが必要である。さらに、都道府県内のバランス等の基準への適合性には、都道府県の判断が必要である。このため、導入に当たっての手續については、1、当該地域内の地方公共団体はアンケート等を実施することにより、当該地域の住民や自動車ユーザー、関係団体の意向を確認すること。2、当該地方公共団体は議会の支持を得て当該地域の都道府県に要望を行うこと。3、要望を受けた都道府県は新たな地域名表示が本要綱に定められた基準や手續に適合しているかを判断し、妥当と判断される場合は、地方運輸局を通じて国土交通省に対して要望を行うこと。4、国土交通省は関連するシステムを運用する関係機関、関係団体との調整を行った上で導入を認める新たな地域名及びその導入時期等を決定する。となっております。

ご当地ナンバーにつきましては、その地域ならではの名称が表示されており、目に留まりやすいもの、そして、その地域をアピールするものであると感じております。

次に紀南地域のご当地ナンバー導入に向けての働きかけや、他の市町の導入への動きでございますが、白浜町から紀南地域の他の市町へご当地ナンバーの導入に向けての働きかけは行ったことはございません。また、他の市町での導入につきましては、新宮市、東牟婁郡でご当地ナンバーの導入に向けての動きがあり、新宮市、東牟婁郡の市町村だけでは、先ほど説明申し上げました導入の要件である登録台数を満たすことができないため、当町や周辺市町にもそういったお話はございましたが、要件にある「対象地域における地域住民の合意形成」という点でも難しいものがあると思っております。

平成24年の議会第1回定例会におきましても、ご当地ナンバーの導入についての一般質問をいただいております。当時の観光課長から、「対象となり得る基準について、地域特性や経済圏等に関して他の地域と区分された一定のまとまりのある地域で一般に広く認知された地域であること。当該地域において登録されている自動車数が10万台を超えていること等の導入に係る要件を説明させていただき、当該地域の住民や自動車ユーザーの意向が前提となることを考えたときに、導入に対する意見はどうしても地域間で格差が生じることが想定されること、また、当該地域を構成する全ての自治体の合意が必要となり、白浜町だけで実現できるものではありませんので、県や他の自治体と情報交換をし、広域的な取組の中で検討していかなければならない」と答弁されてございますが、導入するに当たっては、田辺市を含めました周辺市町の動向を踏まえながら取り組む必要があると考えてございます。

続きまして、地方版図柄入りナンバープレートにつきましては、和歌山県では、県主導で、県全域を単位とした図柄入りナンバーの導入について、令和3年度から検討を重ねているとのことですが、いまだ導入までには至っていないとのこと。また、県が行いました令和4年6月15日時点のご当地ナンバー導入に伴う図柄の導入についての検討状況では、県内30市町村のうち、当町を含めた24市町村が「導入を検討していない」と回答してございます。

近畿では、京都府、奈良県、滋賀県が導入しておりまして、それぞれ各府県の特徴的な図柄が盛り込まれており、よいものだと感じています。京都府は花模様、天橋立、五重塔が、奈良県は桜、紅葉、鹿が、滋賀県は琵琶湖が図柄として取り入れられてございます。

和歌山県ですと、例えば県の花であります梅、同じく鳥であるメジロ、キャラクターとしてはきいちゃんが候補となり得るのかとは思いますが、県下全域での図柄となりますと、選定に至るまでなかなかまとまりにくいのかなと感じております。ただ図柄にもよりますが、親しみやすく、和歌山県をアピールできるものであれば、ぜひ導入していただきたいと考えております。

次に、デザインナンバープレートについてのご質問ですが、デザインナンバープレートは、自治体が独自にデザインすることができ、原動機付自転車や小型特殊自動車向けに交付しているもので、オリジナルナンバープレートや図柄入りナンバープレートなどと呼ばれているものでございます。

全国にある1,718の市町村の中で約36%の626の市町村で導入されており、県内におきましては、30市町村のうち、和歌山市、海南市、有田川町、由良町、印南町、上富田町、交付を終了した岩出市を含め7市町が導入してございます。それぞれの地域の魅力的な景観や観光資源、またマスコットなどをデザインに入れたナンバープレートで、地域の特性を生かしたものであると感じています。

最後に、デザインナンバープレート導入についての方針でございますが、導入している市、町に問合せをしたところ、交付開始から約10年経過してようやく在庫が半分になった自治体や、今ある分がなくなりその後作成していない自治体、また今後も交付を続けていく予定の自治体もあるように聞いております。作成するきっかけとしましては、例えば町政何周年であるとか合併何周年であるという、各市町それぞれの節目にというところが多いようです。白浜町におきましても、デザインナンバープレートの導入につきまして以前に検討



した経緯がございます。平成26年度に翌年に控えた合併10周年の記念事業としまして、原動機付自転車を対象としましたデザイン入りナンバープレートの作成、導入について協議し、ご当地ナンバープレート導入事業としまして、平成27年度の予算化に向けて検討いたしました。総合的な判断により予算化には至りませんでした。

当町としましては、原動機付自転車の使用範囲が白浜町から近隣市町までとなりますので、地域のアピールや観光振興についてどの程度効果があるのか等を踏まえまして、判断すべきであると考えています。

なお、作成に係る町が負担する費用につきましては、税務課長から答弁させます。

○議 長

番外 税務課長 中尾君

○番 外（税務課長）

デザインナンバープレートの作成に係る町が負担する費用につきまして、ご答弁させていただきます。

費用の説明に入ります前に、白浜町における原動機付自転車の登録台数等につきまして説明させていただきますと、令和4年7月末時点で、原動機付自転車50cc以下は2,273台で、うち課税台数は2,187台、原動機付自転車90cc以下は115台で、うち課税台数は111台、原動機付自転車125cc以下は333台で、うち課税台数は326台。課税台数の合計は2,624台となっております。

それから、令和3年に新しく交付したナンバープレートの枚数は、50cc以下が183枚、90cc以下が16枚、125cc以下が46枚で、交付枚数の合計は245枚となっております。

原動機付自転車の現行ナンバープレートは、ある程度まとまった数量を三、四年ごとに1度発注してございます。現在交付しております3年前当時に購入したナンバープレートの単価は、1枚当たり約100円でございます。デザインナンバープレートを導入している自治体に確認いたしましたところ、デザインにもよりますが、オリジナルの金型作成料に約70万から90万円、ナンバープレートの単価も通常のプレートの二、三倍かかると伺っております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可いたします。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

再質問させていただきます。

今回ナンバープレートについて質問することを決めたのが8月上旬で、休みのトップシーズンということもあり、他府県から多くの車が白浜町に来たことは先ほど申し上げたとおりです。私は、町なかでカラフルな図柄入りナンバープレートを見ると、どこのナンバープレートなのかな、また、どんなデザインがされているのかなと興味深くそのナンバーを見ることが増えました。恐らくご当地ナンバープレートをつけているドライバーさんも、行き交う車の図柄入りナンバープレートは気になって見ているのではないのでしょうか。



町長の最後の部分の答弁では、原付バイクの使用範囲が白浜町から近隣市町までとなり、地域のアピールや観光振興ということでのどの程度効果があるのかと、否定的ではないとしても少々懐疑的なところがあるのかなというふうに感じました。

デザインナンバープレートを導入している地域の多くは、その近隣市町を対象に考えて導入しているところが多いんじゃないかと思われませんが、観光地白浜町においては、2021年の観光客はコロナの影響がありましたが、246万6,000人だったと今年の2月に発表しております。白浜町から外向きに発信するよりも、外から白浜町に来て、観光客の目に触れる数のほうがはるかに多いのではないのでしょうか。そういった点においても、デザインナンバープレートの導入を進められたほうがいいのではないかということと、費用的にも先ほど税務課長からありましたように、金額、予算、財政的にもそれほどかかることがないことから考えれば、いわゆる宣伝の部分から考えても100万円未満ということであれば、進める価値はあるのではないかと改めて町長の見解をお伺いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町長)

堅田議員がおっしゃるとおり、白浜町は、新型コロナウイルス感染症により近年は影響を受けてございますが、平常であれば、年間300万人を超える観光客が訪れる観光地でございます。現時点では、デザインナンバープレートの導入を考えてございませんが、これまでデザインナンバープレートを導入した自治体、お隣の町もそうでございますけれども、そういったいろいろな自治体における効果や状況などを見定めながら適宜判断する必要があると思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再々質問があればこれを許可いたします。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

もう質問ではありませんが、これをもってご当地ナンバープレートの質問を終わらせてもらいます。

○議 長

それでは、自動車等の地方版図柄入り(ご当地)ナンバープレートについての質問は終わります。

以上をもって、堅田君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 13時57分 再開 14時07分)

○議 長

再開します。

通告順8番、1番 長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。1つとして、白浜町最終処分場閉鎖に向けての取組について、2つとして、県道改修工事とまちづくりについて、3

つとして、公職選挙において誰もが投票しやすい改善策について、4つとして、部活動の地域移行についてであります。

初めに、白浜町最終処分場閉鎖に向けての取組についての質問を許可します。

1 番 長野君（登壇）

○1 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

まず初めに質問事項1、白浜町最終処分場閉鎖に向けての取組について、お伺いいたします。

白浜町最終処分場は、平成6年に椿区、椿共済組、椿漁協、椿植林組合等に申入れを行い、平成10年4月1日に供用が開始され、令和5年3月31日をもちまして使用期間が満了を迎え、その役目を終えようとしております。閉鎖への取組状況をお聞きしたいと思います。

その1点目、白浜町最終処分場公害防止対策協議会との協議の進捗状況をお伺いいたします。

○議 長

長野君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

長野議員より、白浜町最終処分場閉鎖に向けて今後の取組についてご質問いただきました。

ただいま議員よりお話がございましたように、白浜町最終処分場につきましては、平成10年4月1日の供用開始以来、途中1度の延長を含め25年間という長期にわたり運営してまいりました。新たな最終処分場は、紀南環境広域施設組合が運営する施設が田辺市に設置され、令和3年7月から稼働しており、当町は令和5年4月1日から搬入することとなっております。

これまで白浜町最終処分場の設置から運営に至るまでご理解とご協力をいただきました椿区をはじめ、関係する多くの皆様に感謝と御礼を申し上げます。現在、町といたしましては、白浜町最終処分場が滞りなく閉鎖できるよう努めているところでございます。

ご質問の公害防止対策協議会との協議内容等、詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

ただいま議員より、白浜町最終処分場公害防止対策協議会との協議の進捗についてご質問いただきましたので、お答え申し上げます。

公害防止対策協議会では、公害の監視や防止対策に関する意見具申、その他最終処分場に関しての協議を行うため、設置以来、毎年開催することとしてございますが、昨年、おとしは、新型コロナウイルスの関連から会議を開催せず、調査結果等の資料の配布にとどめたところでございます。

本年度は使用期間の最終年度であることから、皆様の意見をいただくため感染対策を行い、

本年6月24日に椿区民会館で会議を開催させていただきました。この会議におきまして、椿区と締結しています最終処分場に関する協定書に定める使用期間が来年3月末までであり、平成30年に使用の延長をお願いした時点で申しあげました広域施設も完成し、稼働していることから、お約束どおり令和5年3月31日で搬入を終了し、速やかに廃止手続を行う旨、ご説明を申しあげたところでございます。

○議 長

1番 長野君

○1 番

2点目、閉鎖に向かつての課題と取組はどのように考えているのか。また、スケジュールについても併せてお伺いをいたします。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

閉鎖に関する課題とスケジュールについてお答え申し上げます。

閉鎖の手続では、計画数量どおりの埋立てと最終覆土がでございます。白浜町最終処分場は、来年3月末まで廃棄物を投入する予定ですので、その後に覆土を行うことが通常であるかと思いますが、椿共済組さんとの土地賃貸期限もありますので、前倒しで覆土を行わないと閉鎖手続が遅れることから、廃棄物の最終の投入を待たずに、できるところから速やかに最終覆土を実施することとしており、現在、土の確保と廃棄物の計画高への整地を行っているところでございます。

スケジュールとしましては、土の確保の状況にもよりますが、本年11月頃から覆土を開始させていただき、来年の6月末までには最終覆土を終えたいと考えているところでございます。

○議 長

1番 長野君

○1 番

閉鎖となると、埋立てはどのような規模になるのか。その際にかかなりの土砂が必要となり、多額のコストがかかると思います。埋立ての内容によって、埋め立てる土砂の量もかなり異なってくると思います。また、大量の土砂が必要となり、コストも相当なものになると容易に想像できます。

そこでお伺いいたします。閉鎖となる埋立てはどのような規模になるのか。また、覆土についてはどのように考えているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

覆土の確保についてお答えを申し上げます。

白浜町最終処分場の計画数量は4万6,000立米であり、来年3月末までの廃棄物の投入量は約3万7,000立米と見込んでございます。計画数量に対し約9,000立米の残容量が生じる見込みでございます。また、最終覆土は1メートルの高さで、処分地全体を土

で覆う計画でございますので、必要とする土の量は約1万1,000立米と見込んでございます。合計で約2万立米の土を確保し、閉鎖手続を進めるため、現在計画高まで埋め立てている第1工区からでも速やかに覆土を開始する必要があるとございます。

覆土の確保につきましては、建設当時の計画にも土の入手方法等は示されてございません。購入するとなると、議員ご指摘のように多額の費用が発生し必要となることから、国県町の公共工事から生じる建設発生土の利用を協議いたしました。現在、和歌山県が実施してございます富田川の川床整備工事等の土砂を事業間流用という形で最終処分場に搬入していただけるようお願いを申し上げ、検討をいただいたところ、西牟婁振興局建設部から協力する旨の回答をいただいておりますので、覆土に関しましては、基本的に無償で確保できるものと考えてございます。

今後は搬入時期や方法等を協議させていただき、速やかに覆土が実施できるよう努めてまいります。

○議 長

1番 長野君

○1 番

次に4点目、跡地利用についてはどのように考えているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

跡地利用の検討状況についてお答え申し上げます。

これまで閉鎖の手続につきましてご説明を申し上げましたが、跡地を利用するためには、処分場を廃止する必要があるとございます。廃止の手続では、閉鎖後2年間の水質、ガス、熱の調査を行い、自然の状態での国の示す環境基準に適合しなければなりません。白浜町最終処分場は焼却灰と陶器が主な埋立物でございますので、ガスや熱が発生し、基準値に適合しないというおそれは少ないものと考えてございます。水質におきましては、これまでの継続する調査で有害物質は国の基準値に適合しており、椿区との協定による町独自のより厳しい基準値にも適合しているところです。

しかしながら、水素イオン濃度において国の定める基準値を上回ることが度々観測されてございます。この水素イオン濃度が基準値内で安定しないと廃止するには至りません。今後2年間の観測で一度でも基準値内に収まらなければ、その時点からさらに2年間連続して調査を続ける必要があるとございます。最終処分場内の埋立物の水素イオン濃度の値を人工的に改良することは困難であると考えてございまして、長期の自然的な安定を監視する必要があると考えているところでございます。

一方で、最終覆土により雨水の流入や空気の流れなどがこれまでと変わることから、このことによりまして、水素イオン濃度の値が安定することも考えられます。

こうしたことから現在、毎日、処分場の原水の水素イオン濃度の値を観測しておりまして、その原因等を調べているところでございます。監視する期間が長期になると水処理施設の運転が必要となってくることから、施設の撤去に至るまでは、現在の土地の賃貸期限を超えてしまいますので、この点につきましても公害防止対策協議会でご説明を申し上げたところで

ございます。

埋立物に影響するような跡地利用は困難であっても、上部の利用は可能と考えますので、最終処分場閉鎖後に椿共済組さんと、改めて土地の賃貸期間の延長と上部利用について協議させていただくようお願いを申し上げたところでございます。上部利用としましては、地元でも検討したがこれといってよいものが見当たらないという役員さんのお話であり、町からは公園整備や太陽光発電の誘致を検討いたしましたが、かかる費用や期待できる効果等が見込めないことから、断念する旨もお伝えしたところでございます。

今後地元と町で検討を行うこととしておりますが、最終処分場は現在大規模災害時の廃棄物の一時保管場所に指定していることから、引き続き指定させていただき、有事の際の廃棄物の一時保管場所として利用するため、現地は最終覆土後に整地等を行うにとどめ、一時保管場所としての機能を損なわない範囲で、地元での利用でありましたり、研修や研究、イベントや体験等に一時的に使用できるよう、幅広く開放し、参加者との交流の機会を増やしていくことなどを検討しているところでございます。

このことにつきましては、先般の公害防止対策協議会のお話の中で、1つの案としてご提案をいただいておりますので、もう少し精査させていただきまして、椿共済組さんをはじめ地元の皆様と協議して、ご提案できればと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

関係者の皆さんと十分話し合いをしていただきたいと思います。

これで、白浜町最終処分場閉鎖に向けての取組についての質問を終わります。

○議 長

白浜町最終処分場閉鎖に向けての取組についての質問を終わります。

次に、県道改修工事とまちづくりについての質問を許可します。

1 番 長野君

○1 番

次に、質問事項2、県道改修工事とまちづくりについて質問をいたします。

その1点目、昭和34年5月、和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川を起点に、西牟婁郡白浜町富田に至る道路が県道として認定されました。この道路の通行不能区間について、昭和42年7月、県道改修促進会が発足し、現在に至っております。

現在、県道白浜久木線の改修工事が行われています。この道路整備の取組に向けた歴史を見ると歴代の西牟婁郡選出の県議会議員が、平成3年12月定例会からこの道路についての議論を都合7回しております。そのうち平成26年9月に事業化の決定、そして、平成28年2月議会で事業に着手できるよう準備を進め、全体としての早期完成に向けて取り組んでまいりますと、当時の県土整備部長の答弁でありました。

県当局の皆様、地元関係者の皆様、そして、今は亡き先人の皆様方に深く感謝いたしますとともに長年のご尽力に敬意を表します。

私も数年前に庄川からこの道を歩かせていただきました。今年の8月13日、自由民主党



国土強靱化推進本部長、衆議院議員二階俊博様に改修促進に対する要望もされています。

初めに道があったのではない。みんなが歩くことによって道ができる。古くて新しい中国のことわざを付言しました。県道白浜久木線の進捗状況についてお伺いいたします。

○議 長

長野君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井瀬君

○番外(町長)

ただいま長野議員から県道白浜久木線の進捗状況についてご質問いただきました。

県道白浜久木線につきましては、白浜町庄川地区(庄川交差点)から白浜町久木地区(久木橋)まで、全長約10.7キロメートルで庄川地区と久木地区の中山間地域を結ぶ唯一の道路であります。通行不能区間が約4.7キロメートルあるため、地域関係者からは早期改修要望がされてございました。

議員のご質問にもございますように、昭和42年当時は、県道三尾川紀伊富田停車場線促進委員会を発足し、昭和57年に県道白浜久木線改修促進委員会に改められまして、県に対し強く要望活動を行ってきた経過がございます。

また、旧白浜町、旧日置川町が合併し、平成19年に現在の県道白浜久木線改修促進協議会が発足されてからも、早期改修をしていただくよう、和歌山県知事や地元選出国會議員、県議会等各方面に要望を行ってまいりました。

その結果、平成26年9月に事業化をしていただきまして、平成27年度から測量設計や用地買収、本工事が着工されまして、平成30年度には久木トンネルが貫通、令和2年度に現道を利用する計画でありましたが、急勾配となる一部区間をより安全な走行が可能になるようトンネルを含めた大幅なルート変更を行いまして、一層の早期整備に向けた取組が行われました。

現在は、久木地区側からの橋梁工事等が実施されており、引き続き、(仮称)庄川久木2号トンネル等の実施に向け取り組んでいると県のほうから聞いてございます。

○議 長

1番 長野君

○1番

続きまして、2点目、県道白浜久木線、日置川大塔線の改修工事が進められていますが、改修工事と並行して、白浜町のまちづくりをどのように考えているのか、お伺いいたします。

白浜久木線の改修工事が完成することにより、紀南地方有数の河川である富田川、日置川が道路で結ばれ、また久木川からすさみ町、古座川町へもつながります。利便性の向上、災害時迂回路確保の面からも、本当に大事な道路となります。

近畿自動車道紀勢線南紀白浜インターチェンジ、日置川インターチェンジを利用した観光客の取組についても大変期待が持てます。

昭和62年9月、地元選出の県議會議員が、久木への貫通ができるなら一例ではありますが、白良浜で海水浴をされる方々がバスで25分から30分、そのまま久木の清流で体を洗い、鮎のつかみ取りといった初歩的な観光産業の組立てができる。そして、このことは白浜、日置川の発展と確信する。県道白浜久木線の早期完成を要望とし、質問をされています。

地元の皆様が、この整備を長年待ち望んでおり、旧白浜町と旧日置川町が合併して誕生した新しい白浜町として発展するために欠かせない道路だと私は思います。

そこでお伺いいたします。県道白浜久木線、県道日置川大塔線の改修工事を県当局で取り組んでいただいておりますが、改修工事と並行して白浜と日置川のまちづくりをどのように考えているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

長野議員より、県道白浜久木線、県道日置川大塔線の改修工事と並行して、白浜と日置川のまちづくりについてご質問いただきました。

県道白浜久木線及び県道日置川大塔線の整備がされますと、白浜地域と日置川地域を結ぶ生活の利便性が高まり、白浜地域の南紀白浜空港や白浜温泉街周辺の都市的な観光拠点として魅力の滞在観光と、日置川地域の体験交流型の観光資源等を融合する観光道路として活用でき、発展性の高い地域に変えることができると考えています。

整備後の地域づくりは、白浜地域と日置川地域の連携とその相乗効果による活性化、安心安全な暮らしの実現、地域内外の交流や、温かい触れ合いのまちづくりを行い、また、日置川流域の特性を伸ばし続けていくことにより、時代を先取りし、全国的にさらにアピールできる地域に発展させたいと考えております。

県道白浜久木線の整備後を見据えた具体的な取組として、例えばアウトドア志向で人気が高まっている自転車を使ったサイクリングロードとしての活用や、向平キャンプ村等へのアクセスのよさをアピールすれば、さらなる誘客が見込めたり、そのほかにも、江戸時代庄屋であった鈴木七右衛門重秋が私財を投じて地域のために完成させた県指定文化財の安居近世用水路附安居暗渠碑や、我が国で初めて天然痘の予防ワクチンを開発しました小山肆成顕彰公園、国の史跡の安宅氏城館跡、大辺路街道では唯一船で渡る熊野古道である安居の渡しなどの日置川地域の観光資源の環境を整備することにより、交流人口を増やすことができると思っております。

現在もその取組の1つとして進めております久木地区への公衆トイレ整備が、本年10月末に完成予定でございます。今後は、両路線の整備状況に合わせ、当該県道等を生かした地域活性化策、特に交流人口を増やし、にぎわいを創出するための施策や農林業の持続的な発展を可能とする施策の検討を進めてまいります。

もう1つは、災害時の防災道路として大きな役割を担う重要な道路となります。台風などの大雨により国道42号や紀勢道が通行止めになった場合や、玉伝地区、大地区の県道が冠水し通行止めになった場合にも、代替道路が確保されると期待しております。

また、久木地区から庄川経由で田辺市の救命救急センター、南和歌山医療センターまで行くのに搬送時間が約20分短縮されることとなり、命の道になると考えています。

先に申し上げました3つの道、生活道路、観光道路、防災道路として機能を果たす道になるよう、和歌山県と白浜町、県道白浜久木線改修促進協議会、県道日置川大塔線改修促進協議会と連携しながら、一日も早い開通とさらなる地域の活性化に取り組んでまいります。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

生活道路、観光道路、防災道路の3つの道の機能を果たす道となるよう、和歌山県等関係機関と連携を密にし、さらなる地域活性化に取り組んでいただきたいと思います。

これで、県道改修工事とまちづくりについての質問を終わります。

○議 長

県道改修工事とまちづくりについての質問は終わります。

公職選挙において誰もが投票しやすい改善策についての質問を許可します。

1 番 長野君

○1 番

続きまして、質問事項3、公職選挙において誰もが投票しやすい改善策について質問をいたします。

その1点目、投票の困難な有権者に対して、期日前移動投票所や投票所まで送迎する体制づくりと誰もが投票しやすい改善策について、お伺いいたします。

投票所に行きたくても投票所まで遠くて投票に行かれないというお声がありました。投票の権利があるのに執行できない方に対し、考え、対応していかなければならないことだと思います。運転免許証返納者や高齢者が増えていく中で、指定された投票所への移動が困難な方が、今後ますます増えていくことが予想されます。

国としても、多くの自治体が抱えるこの問題に対して、投票所までの移動支援に対しては、国政選挙では全額、地方選挙では2分の1の特別交付税措置がされています。

島根県の浜田市では、平成28年、期日前の移動投票所を様々な問題、課題をクリアして、全国で初めて取り入れ、4年ぶりに選挙に来た方の喜びの声もありました。

現在、和歌山県では、有田川町と新宮の熊野川町がこの制度を取り入れております。熊野川町では、投票した85歳の女性は、「私も夫も車の運転ができないので、近くまで来てくれるのは大変ありがたい。今後も続けてくれたら助かります」という話が地方紙に掲載されていました。町民の皆さんに寄り添う気持ちが大切だと思います。

総務省のほうから、投票環境の向上に向けた取組についての通達が来ていると思います。本町においても、期日前移動投票所など投票方法や場所について、また、当日、投票における投票所までの送迎に関しまして、これらの導入を含めた先進地事例を参考にいただき、その動向と検証を参考にしながら、誰もが投票しやすい改善策を検討されてはいかかがか、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 選挙管理委員会書記 寺脇君

○番 外（選挙管理委員会書記）

ただいま長野議員より、公職選挙において誰もが投票しやすい改善策についてご質問をいただきました。白浜町選挙管理委員会書記としてお答えさせていただきます。

まず、和歌山県内で移動期日前投票所を導入している有田川町及び新宮市の状況について

ご説明をさせていただきます。有田川町ではワゴン車2台による移動期日前投票所が、各1時間30分、旧金屋町の3か所と旧清水町の2か所において開設されており、新宮市では、ワゴン車1台による移動期日前投票所が15分から1時間の時間設定で、旧熊野川町5か所において開設されているというふうに伺っております。

両市町の選挙管理委員会事務局によりますと、移動期日前投票所は投票の困難な有権者の方に投票の機会を提供できるというメリットがある一方で、雨など荒天時の対応や投票管理者等の人員確保が課題となっているとのことでございました。

このほかにも投票環境の向上に向けた取組といたしまして、総務省より期日前投票所や投票日当日の投票所への無料巡回バスの運行などの移動支援が事例として公表されているところでございます。

選挙管理委員会といたしましても、議員のおっしゃるとおり、過疎化が進み、高齢者が多く、投票所に行くことが困難な地域におきまして、投票機会に係る移動支援は重要な課題であると認識しているところであり、こうした取組等を参考にしつつ、周辺市町とも情報共有をしながら、地域の実情に応じた移動支援について研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

1番 長野君

○1 番

過疎化が進み、投票所に行くことが困難な地域が、本当に今後ますます増えることが予想されます。地域の実情に応じた改善策の検討をしていただきたいと思います。

以上で、公職選挙において誰もが投票しやすい改善策についての質問を終わります。

○議 長

以上で、公職選挙において誰もが投票しやすい改善策についての質問は終わります。

引き続き、次に、部活動の地域移行についての質問を許可します。

1番 長野君

○1 番

続きまして、質問事項4、部活動の地域移行について質問をいたします。

学校の部活動の地域移行への取組と、それに対する現状と課題についてお伺いいたします。

文部科学省は、中学校の部活動における指導者を顧問教員から地域人材へと順次移行していく方針を示して、各地で実証実験が始まっているとお聞きしました。このことにより、教員の負担軽減を図るとともに競技力を高め、効果的な練習環境を整える取組を目指しているわけでございます。

しかし、現実、これを実現させていくためには、教育現場と保護者、地域と競技関係者との十分な協議が欠かせないことと、何よりも適切な指導を担っていただける人材確保ができるかどうかにかかっているわけでございます。地方新聞のアンケートでは、田辺西牟婁の中学校の38%の教員が、競技経験を持たない部活動顧問ということになっています。ちなみに、白浜町4中学校の20の部活動のうち競技未経験の教員が顧問の部活動が10となり、割合でいえば50%が競技経験を持たない部活動顧問ということになっています。

そこで、お伺いいたします。

1点目、なぜ、部活動を改革するのか、その理由について、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

ただいま長野議員より、部活動を改革する理由についてのご質問いただきました。

運動部の地域移行は、スポーツ庁の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」が目指す改革の内容や方向性を提言されています。

大きな理由としましては、2つございます。1つは少子化です。出生率の低下により、今後も年々減少していくことが予想されています生徒数の減少により、部員が集まらない部活が増えてきており、特に生徒数の少ない学校での部活動の継続が深刻な課題となっています。もう1つの理由は、教師の長時間労働です。練習や試合の引率による休日出勤や残業が影響し、教師の勤務時間が長くなっています。教師の労働環境の改善、働き方改革のためにも部活動を改革する必要に迫られているところです。

○議 長

1番 長野君

○1 番

続きまして、2点目、本町におけるこれらの部活動の地域移行への取組の現状について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

本町における部活動の地域移行への取組の現状についてご質問をいただきました。

当町におきましても、昨年度より部活動の地域移行への取組を強化しているところでございます。今年6月の第2回定例会で、部活動指導員に係る補正予算の承認をいただいたところですが、現時点では、町内4中学校で文化系の部活動を含む20の部活動があるうち、1つの部活動において部活動指導員の指導をいただいておりますが、他の19の部活動につきましては取り組めていないのが現状でございます。

今後の計画といたしまして、教育委員会、学校、保護者等と十分協議をしていかなければならないと考えてございます。

○議 長

1番 長野君

○1 番

続きまして、3点目、地域移行を進めるに当たって、地域移行への今後の対応、また、課題についてどのように捉えておられるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）



現在のところ、部活動指導員を配置し、指導いただいているところですが、地域移行を進める上では、受皿となる団体や指導者が必要となってきました。受皿となれば、スポーツ団体等となりますが、町内には中学生のスポーツ団体等が少なく、様々な競技の指導者を確保することが難しいと考えます。しかも、教師と同じように事故だけでなく暴言や体罰、ハラスメントなどがなく生徒の安全や心身の健康に配慮していくことが必要になってきています。

また、民間に委託する場合、支払う会費等が保護者にとって負担になることも考えられることや、学校以外での練習等となった場合での送迎も課題となります。

当町としましても、現在、部活動指導員を会計年度任用職員として雇用し、学校での指導で取組を始めたところですが、今後、全ての部活動にこのような形で進めていけるのか、指導者がいない場合スポーツ団体に委託していけるのか。指導者と受皿について学校やスポーツ団体、保護者等とも協議していかなければならないと考えています。

今後、国の動向に注視し課題等を整理して、白浜町として地域に合わせた取組を進めてまいりたいと考えています。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

課題等をしっかりと整理して、生徒第一の視点で地域の実情に合わせて関係者の皆さんと協議をし、取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

それでは、部活動の地域移行についての質問は終わります。

以上をもって、長野君の一般質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会とし、次回は9月20日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。次回は、9月20日火曜日午前10時に開会いたします。

議長 正木 秀男は、14時50分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和4年9月16日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員